

瀬戸内海環境保全基本計画に対応する 関係省庁施策個表

(平成24年12月時点)

No	1				再掲No	なし				
該当箇所番号	3	-	1	-	1	-	再掲箇所番号	-	-	-

施策名	水質総量削減の取組									
担当部局	環境省水・大気環境局水環境課閉鎖性海域対策室									
施策実施期間	開始	昭和	53	年度	終了(予定)	平成	-	年度		

1) 水質総量削減制度は、人口、産業が集中する広域的な閉鎖性海域の水質汚濁を防止するための制度であり、昭和53年に「水質汚濁防止法」及び「瀬戸内海環境保全特別措置法」の改正により導入された。

2) 水質総量削減の対象となる指定水域は東京湾、伊勢湾及び瀬戸内海、指定地域(指定水域の水質の汚濁に係りのある地域)は20都府県の集水域、指定項目は化学的酸素要求量(COD)、窒素含有量及びりん含有量となっている。

3) 水質総量削減制度においては、環境大臣が、指定水域ごとに目標年度、発生源別及び都府県別の削減目標量に関する総量削減基本方針を定め、これに基づき、関係都府県知事が、削減目標量を達成するための総量削減計画を定めることとされている。削減目標量を達成するための具体的な方途としては、下水道の整備等の生活系排水対策、指定地域内事業場(日平均排水量が50m³以上の特定事業場)の排水に対する総量規制基準の適用、小規模事業場・農業・畜産農業等に対する削減指導等がある。

4) なお、削減目標量は、人口及び産業の動向、排水処理技術の水準、下水道の整備の見通し等を勘案し、実施可能な限度において定めるものとされている。

5) 平成22年3月の第7次水質総量削減の在り方についての答申に基づき、平成23年6月に平成26年度を目標年度とする総量削減基本方針(第7次)を策定した。

6) 総量削減基本方針を受け、関係都府県が策定した第7次総量削減計画は平成24年2月に環境大臣は同意した。

7) 関係都府県において、当該計画に基づき削減目標量の達成に向け、各種取組が推進されている。なお、第7次総量規制基準は、新設・増設施設に対しては、平成24年5月より適用され、平成26年4月から全施設に適用されている。

施策の概要

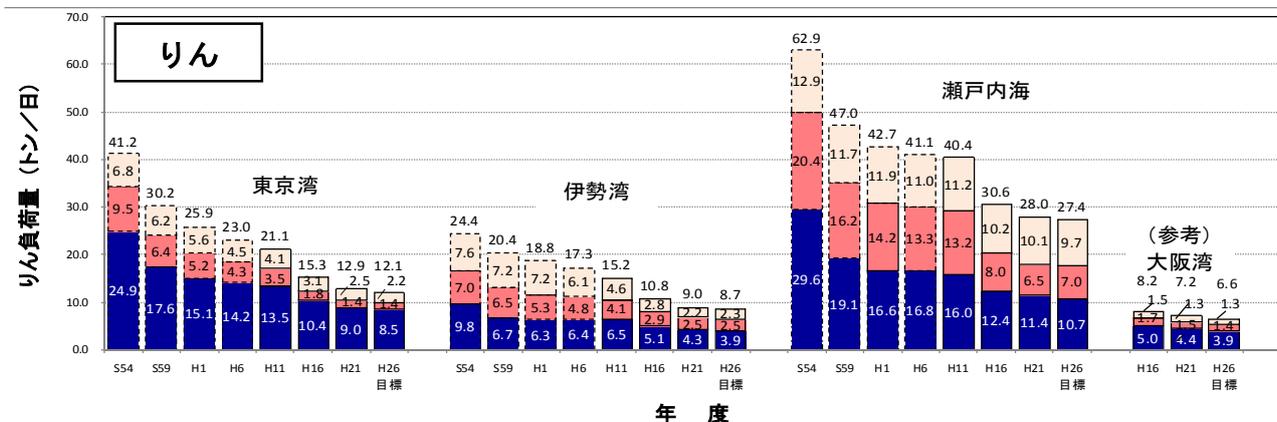
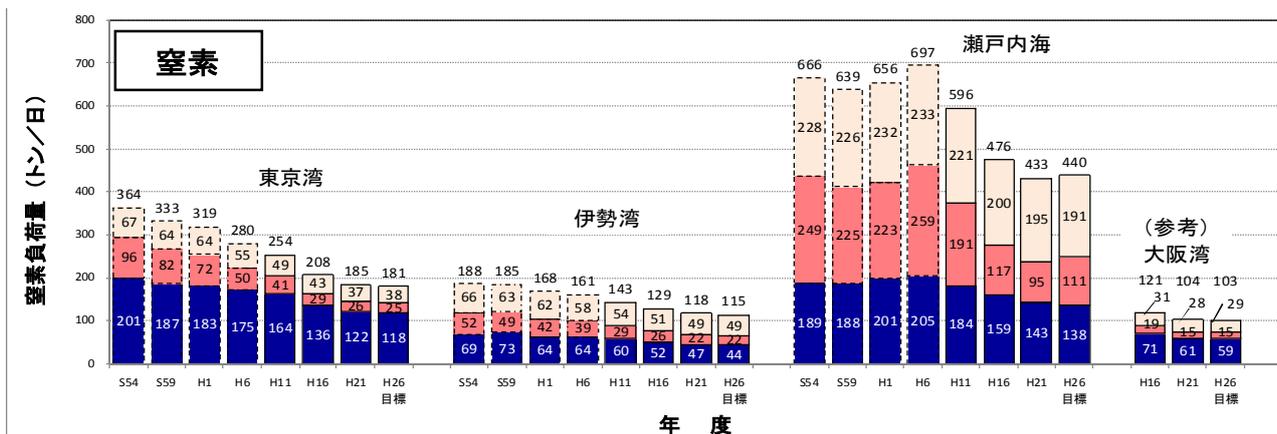
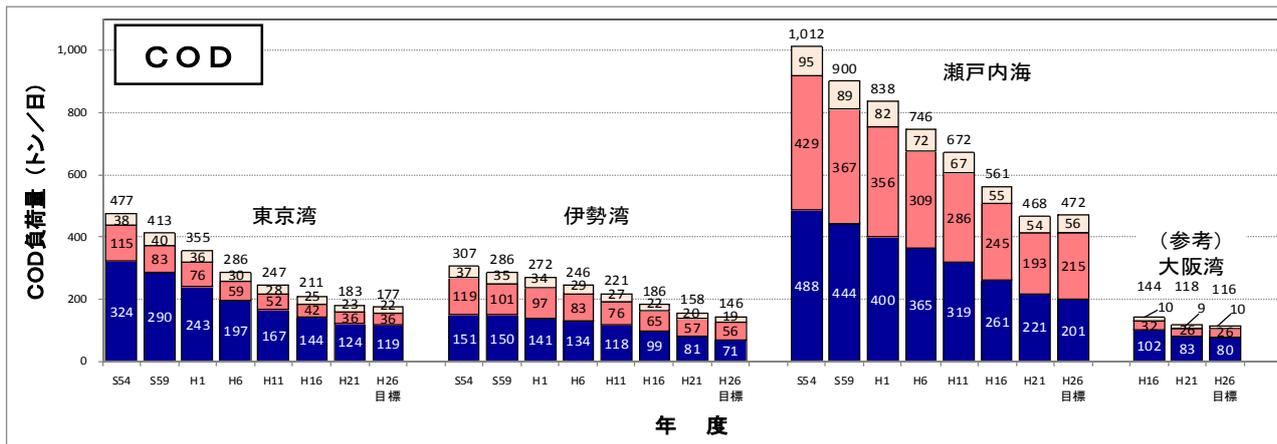
(1) COD負荷量
水質総量削減が開始された昭和54年度におけるCOD負荷量は、瀬戸内海において1,012t/日であったが、汚濁負荷の削減対策の推進により、第6次総量削減基本方針の目標年度である平成21年度までに468t/日まで削減され目標を達成した。第7次総量削減基本方針の目標年度である平成26年度の目標量は、472t/日となっている。昭和54年度から平成26年度までの削減率は、53%となっている。

(2) 窒素・りん負荷量
平成11年度における窒素負荷量は、瀬戸内海において596t/日であったが、汚濁負荷の削減対策の推進により、第6次総量削減基本方針の目標年度である平成21年度までに、433t/日まで削減され目標を達成した。第7次総量削減基本方針の目標年度である平成26年度の目標量は、440t/日まで削減されることとなっている。昭和54年度から平成26年度までの削減率は26%となっている。同様に平成11年度におけるりん負荷量は、瀬戸内海において40.4t/日であったが、平成21年度までに、28.0t/日まで削減され目標を達成した。第7次総量削減基本方針の目標年度である平成26年度までに、27.4t/日まで削減されることとなっている。平成11年度から平成26年度までのりん負荷量の削減率は、32%となっている。

なお、関係都府県においては、水質総量削減の指定項目に窒素及びりんが追加される以前から、窒素及びりに係る汚濁負荷量が推計されている。この結果によれば、昭和54年度における窒素負荷量は、瀬戸内海において666t/日であり、りん負荷量は62.9t/日であった。参考として、昭和54年度における窒素及びりに係る汚濁負荷量と平成26年度の削減目標量とを比較すると、窒素及びりのそれぞれについて、34%及び56%が削減されることとなる。

瀬戸内海関係地域での実施事例

別添 図参照													
項目1	CODの削減目標負荷量の推移									単位	t/日	対象地域	瀬戸法対象地域
年度	S54	S59	H1	H6	H11	H16	H21	H26					
	1012	900	838	746	672	561	468	472			○		
項目2	窒素の削減目標負荷量の推移									単位	t/日	対象地域	瀬戸法対象地域
年度	S54	S59	H1	H6	H11	H16	H21	H26					
	(666)	(639)	(656)	(697)	596	476	433	440			○		
項目3	燐の削減目標負荷量の推移									単位	t/日	対象地域	瀬戸法対象地域
年度	S54	S59	H1	H6	H11	H16	H21	H26					
	(62.9)	(47.0)	(42.7)	(41.1)	40.4	30.6	28	27.4			○		



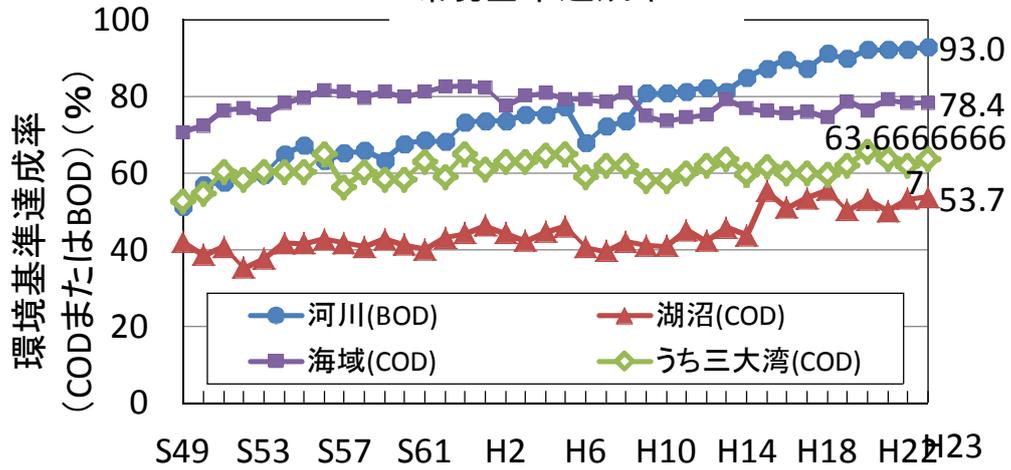
■ 生活排水 ■ 産業排水 ■ その他

(注1) 窒素及びりんの総量削減は第5次から導入。点線の棒グラフは、関係都府県のデータの集計による。
 (注2) 昭和54～平成21年度（大阪湾は平成16～平成21年度）の値は実績、平成26年度は目標量を示す。

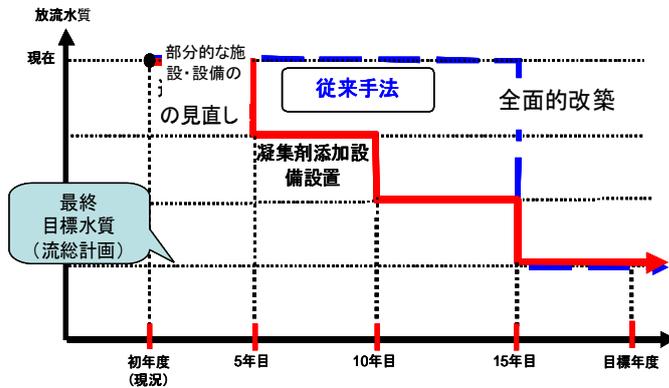
出展) 発生負荷量管理等調査(環境省)及び関係都府県による推計結果

図 指定地域における汚濁負荷量の推移及び削減目標量

環境基準達成率



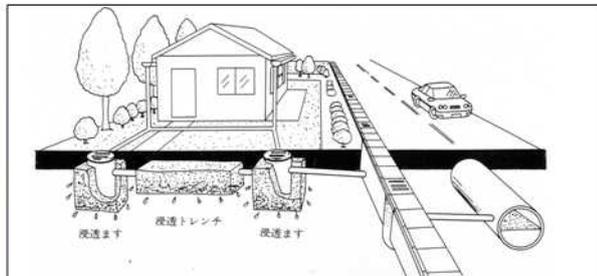
高度処理に係る 段階的な施設整備イメージ



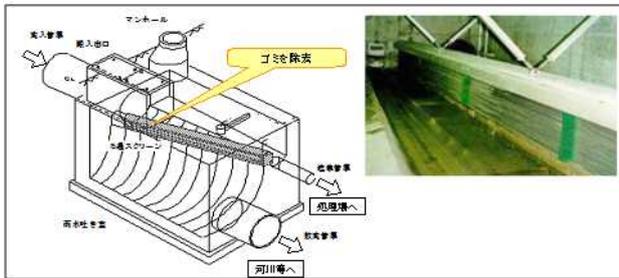
合流式下水道の改善方法



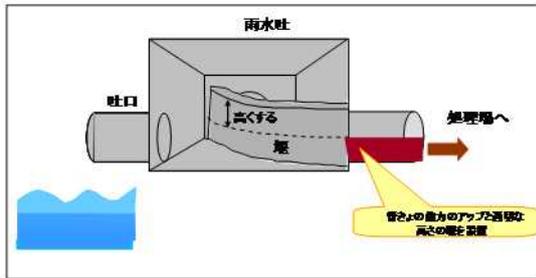
貯留施設の整備



浸透施設の設置



スクリーンの設置



下水管の能力アップと雨水吐の掘高の改良

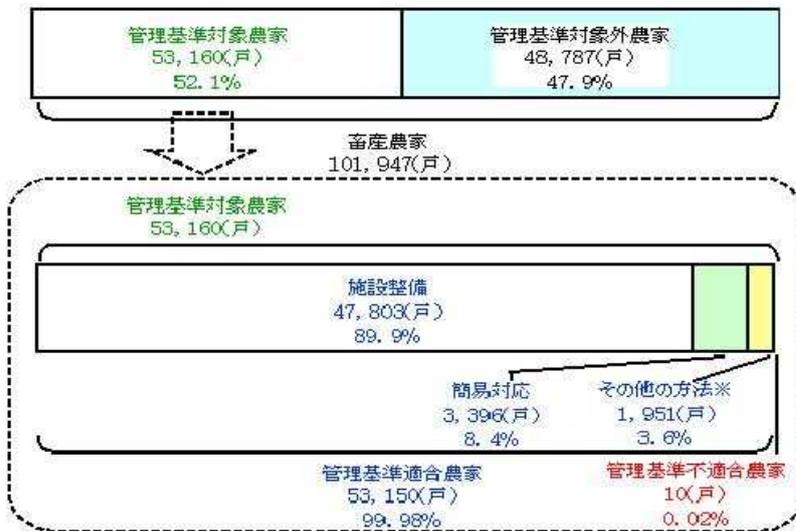
○家畜排せつ物の処理の現状



注: 畜産企画課推計

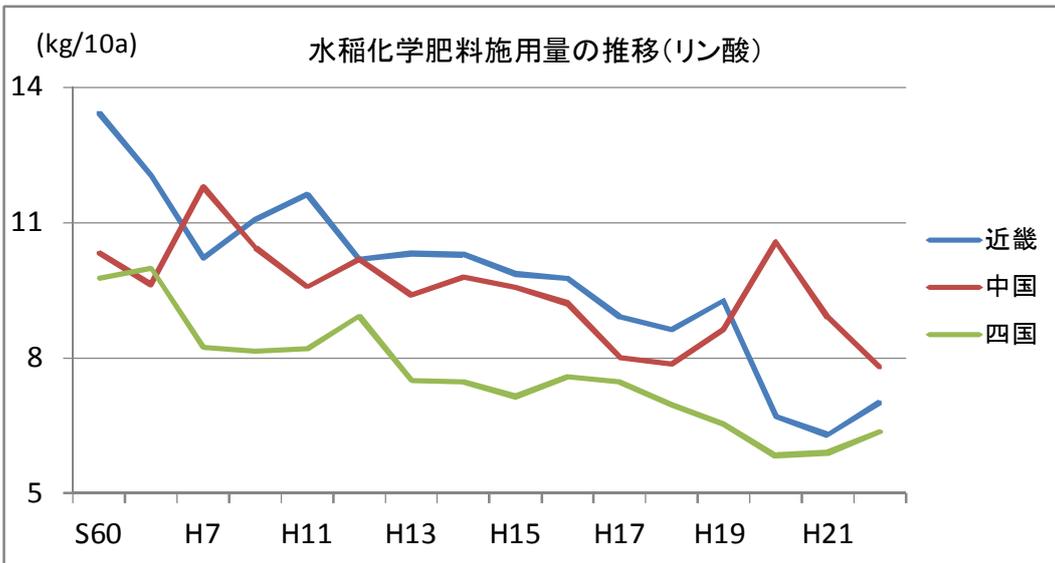
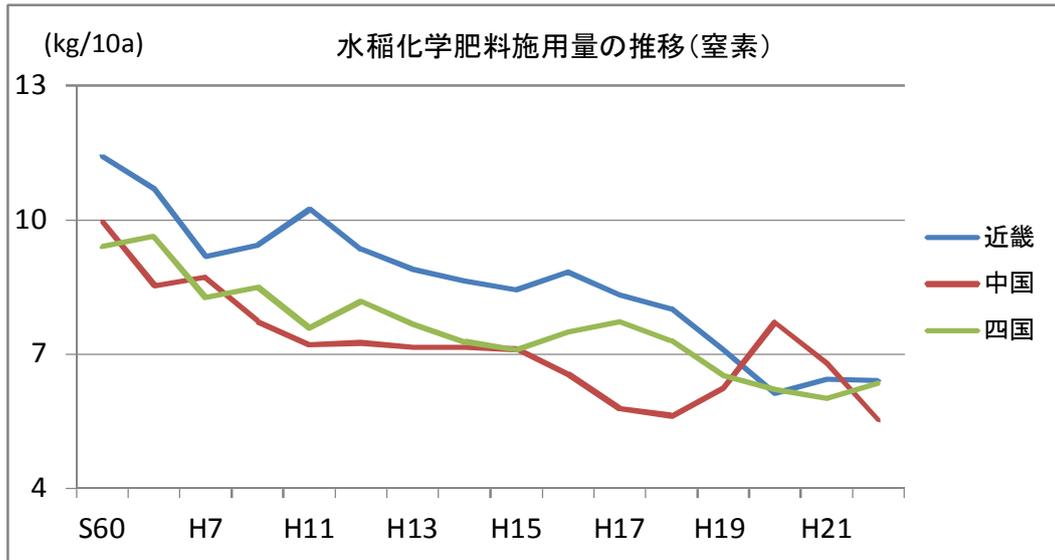
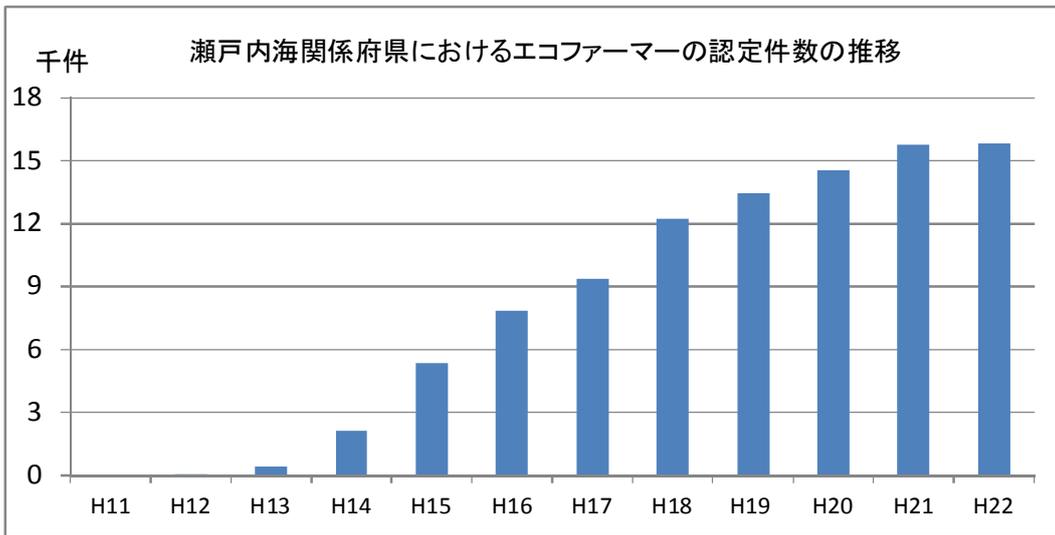
○家畜排せつ物法への対応状況(平成23年12月1日時点)

○法施行状況調査(平成23年12月1日時点)結果の概要

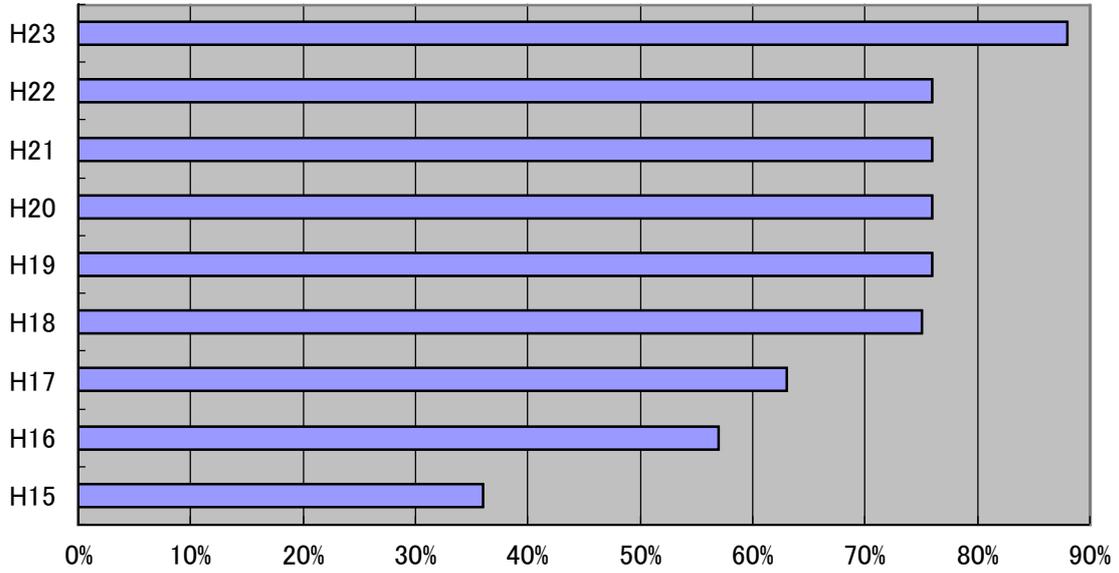


※「その他の方法」には、畜舎からほ場への直接散布、周年放牧、廃棄物処理としての委託処分、下水道利用等が含まれる。

No	8								再掲No	56							
該当箇所番号	3 - 1 - 1 - ウ								再掲箇所番号	3 - 7 - -							
施策名	農業排水中の窒素及びりんものの負荷量の軽減																
担当部局	農林水産省生産局農業環境対策課																
施策実施期間	開始	平成	年度								終了(予定)	平成	年度				
施策の概要	<p>持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律について (平成11年法律第110号、平成11年10月25日施行)</p> <p>1 趣旨</p> <ul style="list-style-type: none"> 農地の生産力の維持増進に不可欠な土づくりは年々減退している。 一方、化学肥料や化学農薬の過剰な使用の是正、有機農産物等に対する消費者ニーズは、急速に高まっている。 こうした緊急の課題に応えるため、全国的に、たい肥等による土づくりと化学肥料・化学農薬の使用の低減を一体的に行う「持続性の高い農業生産方式」の導入を促進する措置を講じ、環境と調和のとれた持続的な農業生産の確保を図る。 <p>2 概要</p> <p>(1) 持続性の高い農業生産方式の導入指針</p> <ul style="list-style-type: none"> 都道府県が、持続性の高い農業生産方式の導入指針を策定 導入すべき持続性の高い農業生産方式を地域の特性に即して明確化 <p>(2) 持続性の高い農業生産方式の導入計画</p> <ul style="list-style-type: none"> 農業者が、都道府県の作成した導入指針に基づき、 <p>① 土づくり技術(たい肥等の有機質資材の施用)</p> <p>② 化学肥料の使用低減技術(局所施肥、有機質肥料の施用等)</p> <p>③ 化学合成農薬の使用低減技術(機械除草、生物農薬の利用、マルチ栽培等)</p> <p>の3技術すべてに取り組むことを内容とする持続性の高い農業生産方式の導入計画を作成</p> <ul style="list-style-type: none"> 都道府県知事が導入計画を認定(認定を受けた農業者:エコファーマー) <p>(3) 持続性の高い農業生産方式を導入する農業者に対する支援措置</p> <ul style="list-style-type: none"> 導入計画の認定を受けた農業者に対する農業改良資金の貸付けに関する特例(償還期間の延長(10年(うち据置期間3年)→12年(同3年))) 導入計画の達成のための都道府県からの指導・助言 																
	瀬戸内海関係地域での実施事例	<p>・持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律に基づくエコファーマーの認定件数 農業者が、都道府県の作成した導入指針に基づき、</p> <p>① 土づくり技術(たい肥等の有機質資材の施用)</p> <p>② 化学肥料の使用低減技術(局所施肥、有機質肥料の施用等)</p> <p>③ 化学合成農薬の使用低減技術(機械除草、生物農薬の利用、マルチ栽培等)</p> <p>の3技術すべてに取り組むことを内容とする持続性の高い農業生産方式の導入計画を作成し、都道府県知事が導入計画を認定する。(認定を受けた農業者:エコファーマー)</p> <p>平成24年3月末: 15, 958件(瀬戸法対象地域件数)</p> <p>・適正な施肥等による化学肥料の使用低減の取組 水稲単位面積当たりの化学肥料の使用量(近畿、中国、四国ブロック)</p> <p>窒素(近畿) S60: 11.48 → H22: 6.43 (中国) S60: 10.02 → H22: 5.53 (四国) S60: 9.50 → H22: 6.37</p> <p>りん酸(近畿) S60: 13.43 → H22: 7.02 (中国) S60: 10.32 → H22: 7.79 (四国) S60: 9.77 → H22: 6.37</p>															
進捗状況を示すデータ																	
項目1	エコファーマーの認定件数										単位	件	対象地域			瀬戸法対象地域	
年度	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	瀬戸内海法にいう関係府県			
	0	34	410	2,117	5,365	7,867	9,390	12,240	13,437	14,576	15,769	15,855	15,958				
項目2	水稲単位面積当たりの化学肥料の使用量(窒素)										単位	kg/10a	対象地域			近畿、中国、四国ブロック	
年産	S60	H2	H7	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	
	近畿	11.48	10.74	9.19	9.43	10.24	9.35	8.91	8.64	8.44	8.84	8.32	8.02	7.11	6.13	6.44	6.43
	中国	10.02	8.55	8.72	7.74	7.21	7.25	7.16	7.16	7.12	6.56	5.78	5.63	6.24	7.72	6.80	5.53
	四国	9.50	9.71	8.27	8.50	7.58	8.19	7.67	7.28	7.10	7.49	7.71	7.31	6.52	6.22	6.01	6.37
項目3	水稲単位面積当たりの化学肥料の使用量(りん酸)										単位	kg/10a	対象地域			近畿、中国、四国ブロック	
年産	S60	H2	H7	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	
	近畿	13.43	12.04	10.22	11.07	11.62	10.19	10.31	10.30	9.86	9.77	8.91	8.62	9.27	6.70	6.29	7.02
	中国	10.32	9.62	11.80	10.45	9.58	10.20	9.40	9.79	9.56	9.22	8.02	7.88	8.63	10.59	8.91	7.79
	四国	9.77	9.99	8.24	8.16	8.20	8.93	7.51	7.48	7.15	7.59	7.48	6.97	6.55	5.84	5.90	6.37

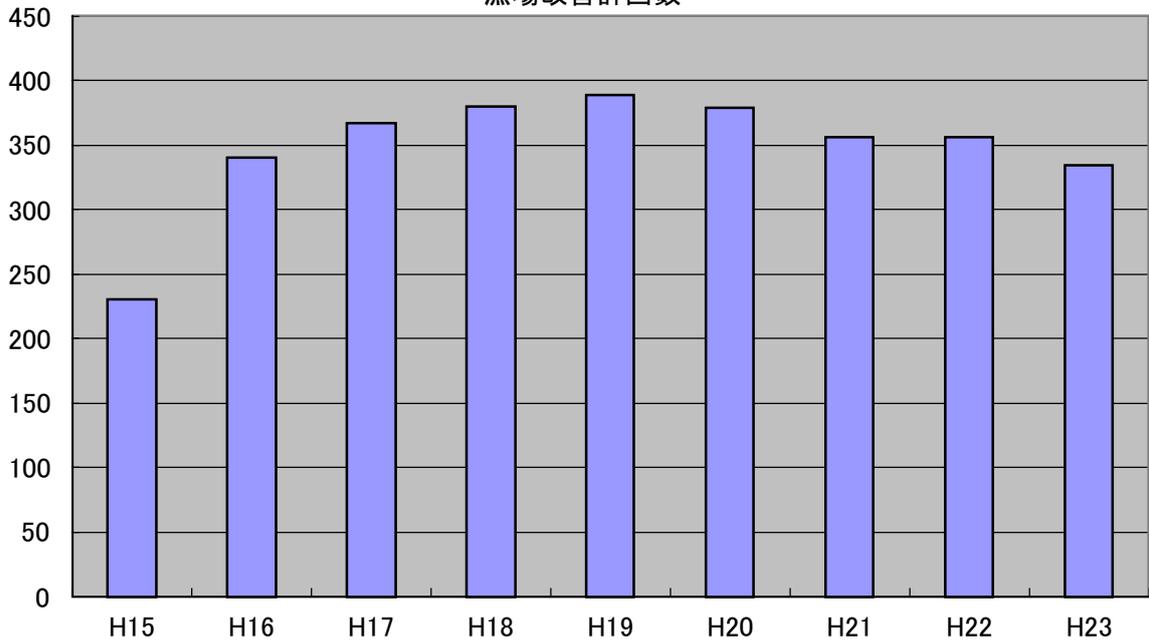


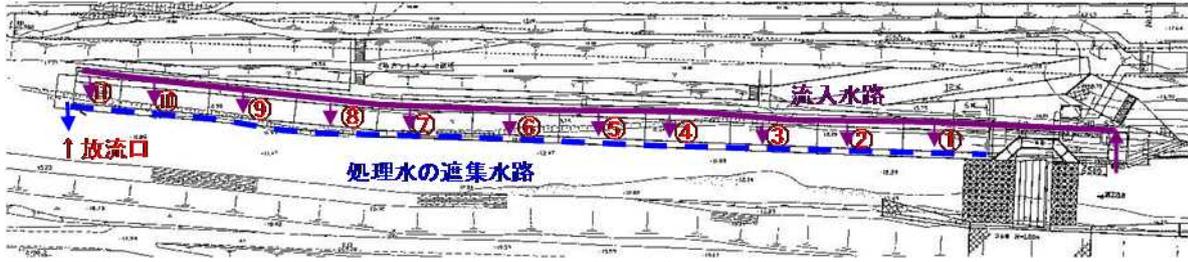
計画策定漁協の養殖生産量シェア(全国)



(件数)

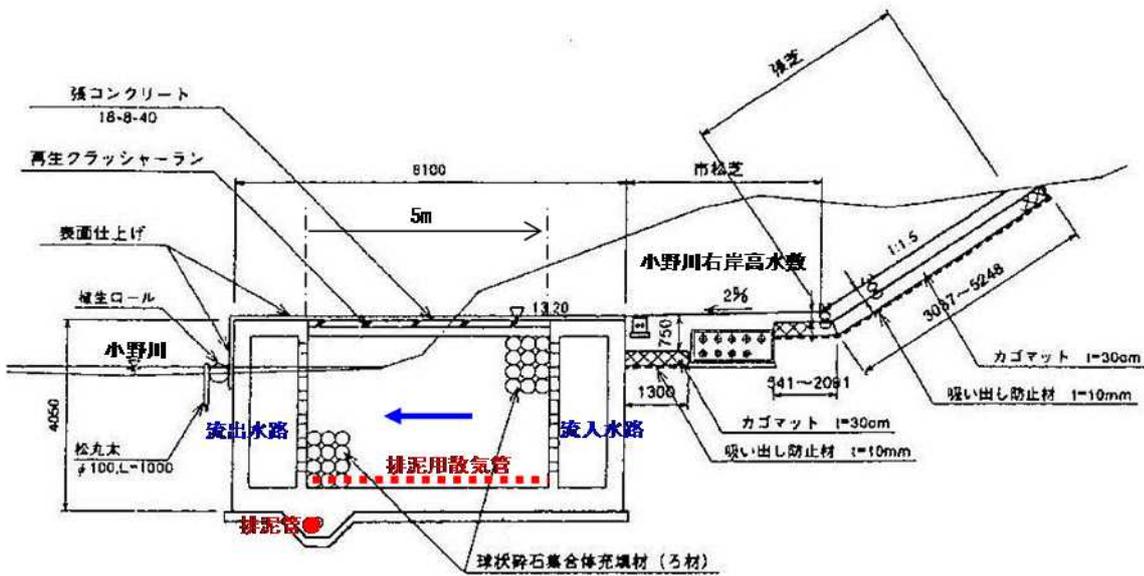
漁場改善計画数





取水堰+取水口

【施設平面図】



【施設断面図】

No	11						再掲No	なし						
該当箇所番号	3	-	1	-	1	-	工	再掲箇所番号	-	-	-			
施策名	エコポート施策													
担当部局	国土交通省港湾局海洋・環境課													
施策実施期間	開始	平成	6	年度	終了(予定)	平成	年度							
施策の概要	<p>国土交通省港湾局では、平成6年に策定した「環境と共生する港湾(エコポート)＜新たな港湾環境政策＞」を環境に係る指針として位置づけ、これまで環境保全への取り組みを行ってきた。策定から10年が経過し、港湾環境を取り巻く社会情勢の大きな変化に対応するため、平成15年6月に国土交通大臣から「今後の港湾環境政策の基本的な方向」について、交通政策審議会へ諮問がなされ、交通政策審議会港湾分科会環境部会から、平成17年3月に国土交通大臣へ答申が行われた。答申では、今後の港湾行政について、「港湾の開発・利用と環境の保全・再生・創出を車の両輪として捉え」「『港湾行政のグリーン化』を図っていく」とされ、現在、本答申(港湾行政のグリーン化)を港湾環境政策の指針と位置付け、ますます多様化する環境問題に適切に対応していくとともに、過去に劣化・喪失した自然環境を少しでも取り戻し、港湾のあらゆる機能に環境配慮を取り込んでいく取組を多様な主体と連携・協働しつつ、推進している。</p> <p>(1) 港湾行政のグリーン化の基本理念 ①自然環境に優しく美しいみなどへ ②都市と地球の環境に貢献するみなどへ ③市民とともに歩むみなどへ</p> <p>(2) 今後の港湾環境政策の基本的な方向 ①良好な環境の積極的な保全・再生・創出、②多様化する環境問題への対応、③環境施策の実施手法の見直し・充実を3つの柱とし、港湾のあらゆる機能に環境配慮を取り込むこと、即ち、環境配慮の標準化を目指す。</p> <p>(3) 実現に向けた具体的方策 ○ 海域における水環境の改善及び生物多様性の保全等のため、覆砂及び干潟・海浜・藻場等の保全・再生・創出を行う。 ○ 海域環境の保全を図るため、海洋環境整備船により一般海域において、海面に浮遊するごみや油の回収を行う。 ○ 自然・社会教育活動等の場ともなる海浜等の整備を行う。 ○ 多様な生物の生息・生育空間になる港湾緑地の整備を行う。 ○ 循環型社会の形成を促進するため、総合物流静脈拠点港(リサイクルポート)の形成を推進し、海上輸送による効率的な静脈物流ネットワークを構築する。</p>													
瀬戸内海関係地域での実施事例	<ul style="list-style-type: none"> ○ 瀬戸内海における干潟・海浜・藻場等の自然再生事業等の実施箇所 尾道糸崎港や徳山下松港等で実施 ○ 瀬戸内海における海洋環境整備船の配置 平成24年12月現在、7隻の配置 ○ 瀬戸内海における港湾緑地の整備 堺泉北港や尼崎西宮芦屋港等で整備を実施 ○ 瀬戸内海におけるリサイクルポートの指定状況 平成18年12月に三島川之江港が指定され、全国で22港(うち瀬戸内海で6港)が指定。 													
進捗状況を示すデータ														
項目1							単位				対象地域			
年度														
項目2							単位				対象地域			
年度														
項目3							単位				対象地域			
年度														



【尾道糸崎港・百島地区】

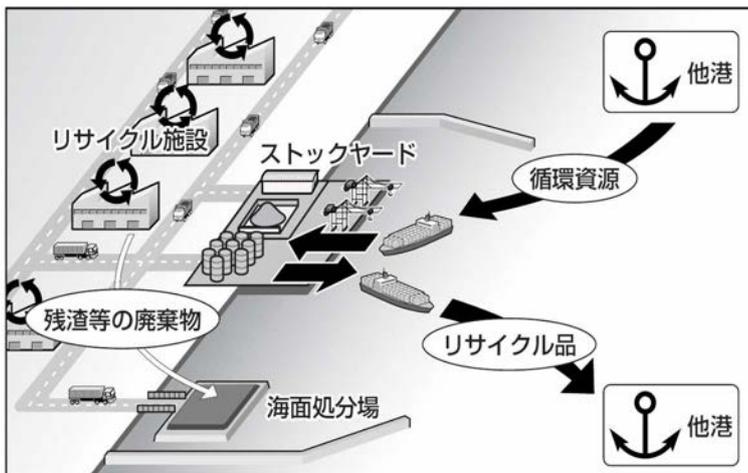
○海洋環境整備船による油・ゴミ回収



【環境整備船「いこま」(神戸港)による浮遊ゴミの回収状況】



○リサイクルポート施策



【リサイクルポート施策のイメージ】

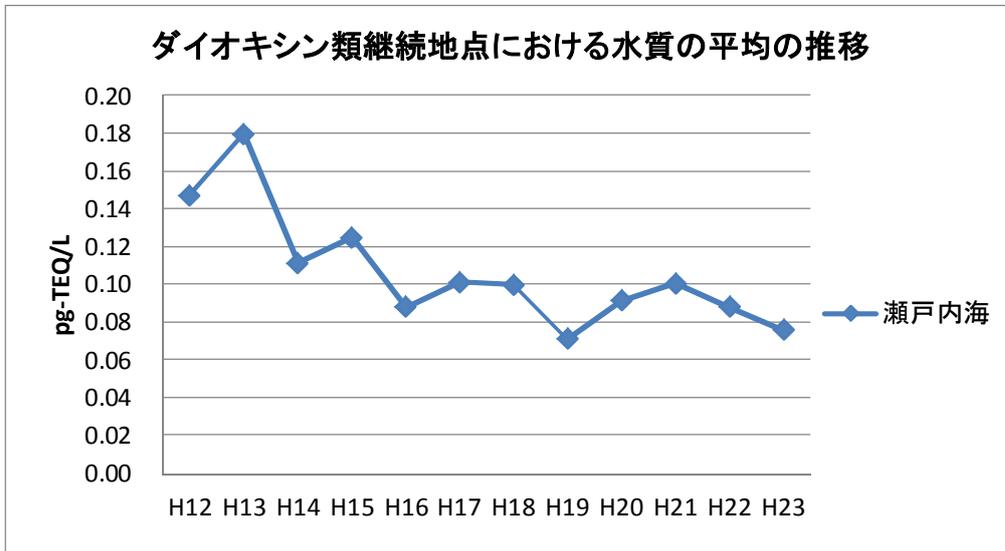


【循環資源取扱支援施設の例(北九州港)】

ダイオキシン類継続調査地点における水質の平均値の推移

	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19
瀬戸内海	0.15	0.18	0.11	0.12	0.09	0.10	0.10	0.07

H20	H21	H22	H23
0.09	0.10	0.09	0.08



注:瀬戸法対象府県における海域の水質平均値

No	14				再掲No	なし				
該当箇所番号	3	-	1	-	2	-	再掲箇所番号	-	-	-

施策名 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律に基づく施策概要

担当部局 環境省環境保健部環境安全課

施策実施期間	開始	平成	年度	終了(予定)	平成	年度
--------	----	----	----	--------	----	----

施策の概要

1) 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(以下「化管法」という。)に基づくPRTR制度は、有害化学物質を環境中へ排出している量や廃棄物としての移動量を事業者自ら把握し、都道府県市を経由して国に毎年度届け出る仕組みであり、平成13年度以降のデータが届け出られている。

2) 国は、届出データに加え、届出外データを推計し、毎年度公表しているところ。また、平成22年度把握データ(平成23年度公表データ)から、化管法届出対象化学物質が354物質から462物質に、届出対象事業者が23事業者から24事業者(医療業が追加)に変更になった。

3) 平成24年3月には、平成22年度届出分の集計・届出外データの推計が公表された。全国約3万6千事業所から届出があり、届出排出量は、18万3千トン、届出移動量は19万8千トン、届出外排出量は27万1千トンであった。

瀬戸内海関係地域での実施事例

1) 瀬戸内海地域の各事業所においても、他地域と同様に届出が行われているところ。

2) 瀬戸内海地域の平成22年度の各府県の届出事業所数は下記のとおりで、公共用水域への排出量は2,720t/年であった。
京都府 587、大阪府 1,703、兵庫県 1,623、奈良県 322、和歌山県 314、岡山県 817、広島県 898、山口県 576、徳島県 299、香川県 411、愛媛県 517、福岡県 1,217、大分県 389

進捗状況を示すデータ												
項目1									単位	t/日	対象地域	瀬戸法対象地域
年度												
項目2									単位	t/日	対象地域	瀬戸法対象地域
年度												
項目3									単位	t/日	対象地域	瀬戸法対象地域
年度												

No	15	再掲No	なし
該当箇所番号	3 - 1 - 3 -	再掲箇所番号	- - -

施策名	油流出事故対策		
担当部局	■海上保安庁警備救難部環境防災課●国土交通省港湾局海洋・環境課		
施策実施期間	開始	昭和 45 年度	終了(予定) 平成 年度

■海洋への油等排出事故による被害を最小限に抑えるため、船艇・資機材の動員、防除措置等を迅速・的確に実施できる体制の確立に努めているほか、合同訓練の実施等により関係機関との連携の強化を図っている。

●廃油処理事業について

1) 廃油処理事業とは、「海洋汚染防止条約」において船舶からの油の排出が原則禁止されていることに対応して、「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」(以下「海防法」という。)に基づき、船舶の円滑な運航を確保するとともに海洋の汚染を防止するため、船舶内において生じた不要な油(廃油)を受け入れ、適正な処理を行うことを目的とした事業である。

2) 一般の需要に応じて行う廃油処理事業の実施主体は、海防法(第20条第1項)に基づき国土交通大臣等から許可を受けた民間事業者、又は、海防法(第20条第2項)に基づき国土交通大臣に届出をした港湾管理者及び漁港管理者である。その外、自己の所有する船舶で発生した廃油を処理する目的等で、海防法(第34条第1項)に基づき国土交通大臣等に届出をした上、自家用廃油処理施設を設置して廃油の処理を行うことができる。

●船舶航行の安全を確保し、海域環境の保全を図るため、瀬戸内海(港湾区域、漁港区域を除く)において、海面に浮遊するごみや油の回収を実施している。(国土交通省港湾局)

■瀬戸内海における油による海洋汚染発生確認件数は下段の通り。

●瀬戸内海における油回収兼用船の配備隻数(平成24年度)は以下のとおり。



進捗状況を示すデータ															
項目1	瀬戸内海における油流出事故件数										単位	件	対象地域	瀬戸内海	
年度	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24		
	60	60	79	70	57	66	58	73	82	72	77	69			
項目2	瀬戸内海域における油回収兼用船の配備隻数										単位	隻	対象地域	瀬戸内海	
年度	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24		
	5	6	6	6	6	6	6	6	6	7	7	7	7		
項目3	廃油処理施設数の推移										単位	件	対象地域	瀬戸法対象地域	
年度	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24		
	46	45	47	46	45	46	44	44	44	43	48	45			

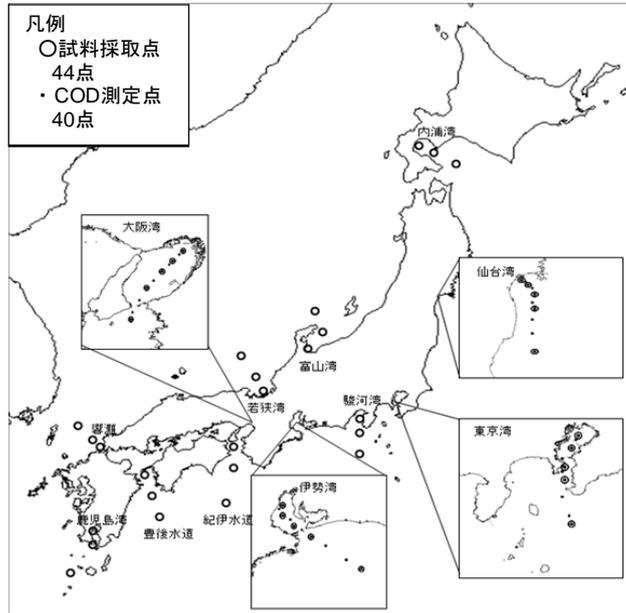
瀬戸内海関係地域での実施事例

No	16	再掲No	なし
該当箇所番号	第3 - 1 - 3 -	再掲箇所番号	- - -

施策名	海洋汚染調査の推進			
担当部局	海上保安庁海洋情報部			
施策実施期間	開始	昭和 47 年度	終了(予定)	平成 年度

外洋に面した12の内湾域から外洋にかけて汚染物質の拡がりの状態を把握するため、海水・海底堆積物中の油分等の調査を実施している。

施策の概要



瀬戸内海(大阪湾(5点)、紀伊水道(1点)、豊後水道(1点)、響灘(1点))の8点において、海水・海底堆積物中の油分等の調査を実施している。

瀬戸内海関係地域での実施事例

進捗状況を示すデータ

項目1											単位	対象地域	
年度													
項目2											単位	対象地域	
年度													
項目3											単位	対象地域	
年度													

No	17				再掲No	なし				
該当箇所番号	第3 - 1 - 3 -				再掲箇所番号	- - -				
施策名	沿岸海域環境保全情報の整備									
担当部局	海上保安庁海洋情報部									
施策実施期間	開始	平成	年度	終了(予定)	平成	年度				
施策の概要	油流出事故が発生した際の迅速かつ的確な油防除措置等の実施に資するため、沿岸海域の油防除資機材等の防災情報、社会情報、自然情報、海岸線の環境脆弱性指標等の沿岸海域環境保全情報を整備し、インターネットを通じて「CeisNet」及び「ESIマップ」にて提供している。									
	油流出事故が発生した際の迅速かつ的確な油防除措置等の実施に資するため、瀬戸内海についても全域に渡って情報を整備し、随時情報を更新し最新維持に努めている。									
瀬戸内海関係地域での実施事例										
進捗状況を示すデータ										
項目1					単位			対象地域		
年度										
項目2					単位			対象地域		
年度										
項目3					単位			対象地域		
年度										

No	18				再掲No	なし			
該当箇所番号	第3 - 1 - 3 -				再掲箇所番号	- - -			
施策名	油防除技術に関する技術開発								
担当部局	総合環境政策局総務課環境研究技術室								
施策実施期間	開始	平成	13	年度	終了(予定)	平成	22	年度	
施策の概要	<p>環境省においては、環境省設置法に基づき、各府省の試験研究機関等が実施する公害の防止、自然環境の保護・整備のために行う試験研究費を「公害防止等試験研究費」として一括計上し、国の環境保全に関する試験研究の総合推進を図っている。</p> <p>そのうち、以下に油防除技術に関する技術開発に関するものを記載する。</p> <p>(1)有害液体物質流出時の環境汚染モニタリングに関する研究(平成14年度～16年度 独立行政法人海上技術安全研究所) 小型船舶や航空機に搭載できる現場向きの環境汚染モニタリング装置を開発し、有害液体物質の有効な環視技術の確立を図ることを目的とする。このため、複数の有害液体物質が流出した場合の物質同定用のデータベース、拡散状態の表示に必要な流出範囲等を観測できる監視装置及び避難勧告の判断データとなる危険域の表示技術を含めたシステムを開発する。</p> <p>(2)工事用作業船による浮遊重油回収システムの研究(平成16年度～18年度 独立行政法人港湾空港技術研究所) 回収作業を行う作業船の船種を想定し、これによる回収作業の運用手順を明らかにする。これに従い、搭載する油回収システムの開発を、現場海上の水温、波、流速を再現し、実際の重油を用いる我が国唯一の大型水槽実験により行う。最終的に、プロトコルモデルを作業船に搭載して海上で模擬的な作業実験を行い、運用も含めた作業用回収システムの提案を行う。</p> <p>(3)流出油及び油処理剤の海産生物に対する有害性評価(平成13年度～17年度 独立行政法人水産総合研究センター瀬戸内海区水産研究所) 流出油及び油処理剤の海産生物に対する有害性評価に関する研究を速やかに実施する必要があるため、多環芳香族化合物(PAHs)及び油処理剤の海産生物に対する有害性評価、PAHs複合添加時あるいは油処理剤添加時の有害性メカニズム解明及び石油類有害性の予測、日本沿岸の海産生物中石油成分濃度の把握を行う。</p> <p>(4)海洋汚染物質の荒天時観測技術の確立に関する研究(平成17年度～19年度 独立行政法人海上技術安全研究所) 荒天時における油等有害液体物質に対する観測技術の確立を目的として、海中に潜った油の検知性能、雨天時の検知性能、波浪下の検知性能、広域探査性能並びに総合的な荒天時観測性能を明確にし、荒天時観測の要素技術を確立する。</p> <p>(5)石油流出事故等海洋の汚染や浄化に係わる環境微生物の分子遺伝学的解析・評価に関する研究(平成18年度～22年度 独立行政法人産業技術総合研究所) 日本周辺海域での環境汚染・変動の把握、環境の改善、生態系の健全性や安全性の評価等の基盤整備に資するため、日本沿岸の微生物多様性や特定石油分解菌群の賦存状況を調べ、指標となる微生物・遺伝子の探索、活用を図る。解析手法の効率化や高度化を進め、汚染や浄化に伴う微生物変動特性の解明を図る。得られた情報や手法を活用し、野外モニタリングを実現するための要素技術を開発する。</p>								
地域事例の海実関係	(1)～(5)は瀬戸内海を含む海域一般を対象とした研究開発である。								
進捗状況を示すデータ									
項目1	(1)有害液体物質流出時の環境汚染モニタリングに関する研究				単位	対象地域			
年度	H14	H15	H16						
項目2	(2)工事用作業船による浮遊重油回収システムの研究				単位	対象地域			
年度	H16	H17	H18						
項目3	(3)流出油及び油処理剤の海産生物に対する有害性評価				単位	対象地域			
年度	H13	H14	H15	H16	H17				
項目4	(4)海洋汚染物質の荒天時観測技術の確立に関する研究				単位	対象地域			
年度	H17	H18	H19						
項目5	(5)石油流出事故等海洋の汚染や浄化に係わる環境微生物の分子遺伝学的解析・評価に関する研究				単位	対象地域			
年度	H18	H19	H20	H21	H22				

No	19				再掲No	なし				
該当箇所番号	3	-	1	-	3	-	再掲箇所番号	-	-	-
施策名	大規模石油災害対応体制整備									
担当部局	経済産業省資源エネルギー庁資源・燃料部石油精製備蓄課									
策実施期間	開始	平成	4	年度	終了(予定)	平成	年度			
施策の概要	<p>1)タンカー等からの大量の石油流出事故は、いったん発生すると環境等に大きな影響を与える可能性がある。しかし、事故対応の緊急性、十分な油濁防除資機材の保有の限界、環境汚染の広域化等から、地方自治体や民間のみでは体制を整備することが困難であることから、大規模石油流出災害に対応する体制の整備に関する事業への支援を実施。</p> <p>2)本事業は、石油連盟に対し補助金を交付し、同連盟がオイルフェンス、油回収機等の油濁防除資機材基地を設置。大規模石油流出災害が発生した際、災害関係者の要請を受け油濁防除資機材の貸し出し等を行うこととしている。</p> <p>3)瀬戸内海については、平成4年9月から倉敷市に油濁防除資機材基地を設置。</p>									
瀬戸内海関係地域での実施事例	<p>瀬戸内海における油濁防除資機材基地及び配備資機材</p> <p>(1)基地名 瀬戸内基地</p> <p>(2)所在地 岡山県倉敷市</p> <p>(3)開設時期 平成4年9月</p> <p>(4)配備資機材</p> <ul style="list-style-type: none"> ・固定式オイルフェンス Solid 1150(4000m)、Boom Bag(200m) ・充気式オイルフェンス Ro-Boom 1800(500m)、Deep Sea Boom(500m)、Ro-Boom 2200(250m)、Vee Sweep(60m)、Beach Boom(320m) ・油回収機 Giant Octopus(1基)、Desmi Combination Skimmer(2基)、GT-185-8(2基)、Komara 40(2基)、Komara 12K(4基)、Komara Star(2基) ・移送ポンプシステム(1基) ・ビーチクリーナー Mini Vac System(6基) ・回収油バージ 25t(1基) ・ロータンク 25t(1基) ・オイルバッグ 50t(1基)、200t(1基) ・油水分離機(2基) ・仮設タンク 1.5t(6基)、5t(6基)、9t(24基) ・トレルテント(1基) ・可搬式照明器具(2基) ・油捕獲材(60袋) ・ブームベン(1基) 									
進捗状況を示すデータ										
項目1								単位	対象地域	
年度										
項目2								単位	対象地域	
年度										
項目3								単位	対象地域	
年度										

No	21	再掲No	47
該当箇所番号	第3 - 1 - 4 -	再掲箇所番号	第3 - 3 - 1

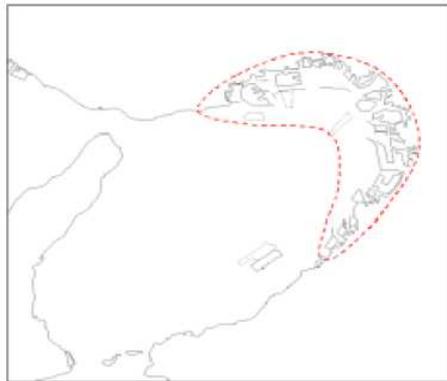
施策名	大阪湾再生の概要		
担当部局	国土交通省近畿地方整備局企画部広域計画課		
施策実施期間	開始	平成 16 年度	終了(予定) 平成 25 年度

施策の概要	<p>I. 行動計画策定の背景と位置付け</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆都市の魅力と国際競争力を高めるため自然と共生した都市再生が必要 ◆都市再生プロジェクト(第三次決定、H13.12)に「海の再生」が位置付け ◆H15.7.28、関係省庁及び関係地方公共団体等が「大阪湾再生推進会議」を設置し、大阪湾再生の行動計画策定に向けた取り組み <p>※大阪湾再生推進会議構成機関:内閣官房、国土交通省、農林水産省、経済産業省、環境省、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、京都市、大阪市、神戸市、(財)大阪湾ベイエリア開発推進機構</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆H16.3.26 「大阪湾再生行動計画」を策定 ◆H16年度以降、毎年の実施状況についてフォローアップを実施 ◆平成19.3 行動計画策定後3箇年の取組状況、目標の達成状況について「中間評価」を実施 ◆平成23.3 行動計画策定後6箇年の取組状況、目標の達成状況について「中間評価」を実施
	<p>II. 大阪湾再生に向けての目標</p> <p>目標:「森・川・海のネットワークを通じて、美しく親しみやすい豊かな「魚庭(なにわ)の海」を回復し、京阪神都市圏として市民が誇りうる「大阪湾」を創出する」</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆大阪湾再生に向け、関係省庁及び関係地方公共団体等が連携して改善に取り組む ◆残された貴重な自然環境の保全を図りつつ、陸域の汚濁負荷量の削減、海域の浄化対策など、海の水質改善を図り、多様な生物が生息する健全な生態系を回復し、美しく親しみやすい水環境となるよう、森・川・海のネットワークを通じて総合的な取組みを図る ◆目標の達成状況を評価するため、「多様な生物の生息・生育」と「人と海との関わり」という2つの観点から、それぞれに望ましい「質の改善」及び「場の整備」に係る具体的な目標を設定

表-1 大阪湾再生に係る具体的な目標及び指標

具体的な目標	指標
年間を通して底生生物が生息できる水質レベルを確保する	底層DO ・5mg/L以上(当箇所は3mg/L以上)
海域生物の生息に重要な場を再生する	干潟、藻場、浅場等の面積 砂浜、磯浜等の延長
人々の観光活動に適した水質レベルを確保する	表層COD ・数値、濃度:5mg/L以下 ・潮干狩り:3mg/L以下 ・海水浴:2mg/L以下 ・ダイビング:1mg/L以下
人々が快適に海にふれ合える場を再生する	自然的な海岸線延長
臨海部での人々の憩いの場を確保する	臨海部における海に面した緑地の面積
ごみのない美しい海岸線・海域を確保する	浮遊ごみ、漂着ごみ、海底ごみ

※必要に応じ、大阪湾全体に共通した具体的な目標や指標とは別に、個別エリアについて、特性に応じた具体的な目標及び指標を設定

瀬戸内海関係地域での実施事例	<p>III. 重点エリア</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆大阪湾再生の目標は大阪湾全体での達成が望ましく、大阪湾及びその集水域全体での取り組みが必要 <p>このうち、水質汚濁の状況、親水性などを考慮しつつ、再生への課題が多く、かつ改善する点が多い(概ね神戸市須磨区～大阪府貝塚市の範囲)を特に重点的に再生を目指す「重点エリア」と設定。</p>
	 <p>図-1 重点エリア</p>

進捗状況を示すデータ																		
項目1											単位	対象地域						
年度																		
項目2											単位	対象地域						
年度																		
項目3											単位	対象地域						
年度																		

No	22				再掲No	なし					
該当箇所番号	3	-	1	-	(4)	-	再掲箇所番号	-	-	-	
施策名	今後の瀬戸内海の水環境の在り方の論点整理										
担当部局	環境省水・大気環境局水環境課閉鎖性海域対策室										
施策実施期間	開始	平成	22	年度	終了(予定)	平成	22	年度			
施策の概要	<p>(背景) 瀬戸内海をとりまく状況も、瀬戸内海法制定後30年以上が経過し大きく変化してきている。平成19(2007)年4月に海洋基本法が制定され、海洋の開発及び利用と海洋環境の保全との調和、海洋の総合的管理などの基本理念が示された。また、平成20(2009)年6月には生物多様性基本法が制定され、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本原則等が定められた。海洋環境の保全に関わる新たな理念や体制の整備が進められるとともに、生物多様性と生物生産性の向上等の新たな課題への対応も必要となってきている。このような背景のもと、今後の瀬戸内海の水環境の保全を総合的に推進するために必要な助言を得るため、平成22年9月に「今後の瀬戸内海の水環境の在り方懇談会」を設置し、関係各分野の有識者からのヒアリングや意見交換を行った。同懇談会における論点について、この度「今後の瀬戸内海の水環境の在り方の論点整理」が取りまとめられた。本論点整理においては、瀬戸内海の価値や課題について挙げるとともに、今後の瀬戸内海の水環境保全の基本的な考え方として5つの視点を示し、この基本的な考え方を踏まえたうえで、今後の取り組みの方向性や内容について提案を行った。</p>										
	<p>(論点整理の概要) 1. はじめに 2. 瀬戸内海の現状 3. 今後の瀬戸内海の水環境保全の基本的な考え方 (1)水質管理を基本としつつ、豊かな海へ向けた物質循環、生態系管理への転換を図る。(2)藻場、干潟、砂浜等の失われた沿岸環境と悪化した底質環境を回復させる。(3)白砂青松、多島美と評される瀬戸内海の自然景観及び文化的景観を保全する。(4)地域で培われてきた海と人との関わり方に関する知識、技術、体制を活かして、地域における里海の創生を進める。(5)瀬戸内海の生態系構造に見合った持続可能な利用形態による、総合的な資源管理を進める。 4. 今後の瀬戸内海の水環境保全の方向性 5. 今後の瀬戸内海の水環境保全の取り組み 6. おわりに</p>										
瀬戸内海関係地域での実施事例											
進捗状況を示すデータ											
項目1									単位	対象地域	
年度											
項目2									単位	対象地域	
年度											
項目3									単位	対象地域	
年度											

No	23				再掲No	なし					
該当箇所番号	3	-	1	-	(4)	-	再掲箇所番号	-	-	-	
施策名	瀬戸内海における目指すべき将来像と環境保全・再生の在り方について(答申)										
担当部局	環境省水・大気環境局水環境課閉鎖性海域対策室										
施策実施期間	開始	平成	23	年度	終了(予定)	平成	24	年度			
施策の概要	<p>1. 経緯 瀬戸内海が、我が国のみならず世界においても比類のない美しさを誇る景勝地として、また、国民にとって貴重な漁業資源の宝庫として、その恵沢を国民が等しく享受し、後代に引き継いでいくため、瀬戸内海の環境の保全・再生に関し、従来の施策に加え、新たな課題や時代の変化への対応が必要との認識から、平成23年7月20日に環境大臣から中央環境審議会会長に対し、「瀬戸内海における今後の目指すべき将来像と環境保全・再生の在り方について」の諮問が行われた。 これを受け、瀬戸内海部会において、同部会のもとに諮問に関する調査を行うための企画専門委員会を設置するなど、瀬戸内海に対する国民の意見を広く伺いながら調査・審議が行われてきた。 このたび、平成24年10月30日に開催された同部会において、答申案が取りまとめられ、同日付けで中央環境審議会会長から環境大臣に答申がなされた。</p> <p>2. 答申のポイント [1] 現状と課題 ○ 汚濁負荷の削減により水質は一定の改善、赤潮発生件数は1/3に減少 ○ 海域によっては未だ富栄養の海域がある一方、栄養塩不足が報告される海域も出現 ○ 生物多様性・生物生産性の劣化、海水温上昇による生態系への影響 [2] 目指すべき将来像 ○ 「庭」「畑」「道」の価値・機能が最大限に発揮された『豊かな瀬戸内海』 ○ 湾・灘等の海域の状況や特性に応じた『豊かな海』 [3] 環境保全・再生の基本的考え方 ○ 湾・灘ごと季節ごとの状況に応じたきめ細やかな水質管理 ○ 森・里・川・海のつながりを考慮した地域における里海づくり ○ 科学的データの蓄積及び順応的管理(※)のプロセスの導入 ※ 人為的に管理しうる範囲での対策の実施とモニタリングによる検証、対策の変更による管理のこと。 [4] 今後の施策の展開 ○ 栄養塩に係る知見の集積・目標の設定、栄養塩濃度レベルの管理 ○ 底質改善対策・窪地対策の推進 ○ 藻場・干潟等の保全・再生・創出、海砂利採取や海面埋立の厳格な規制及び代償措置</p>										
	瀬戸内海関係地域での実施事例										
進捗状況を示すデータ											
項目1									単位	対象地域	
年度											
項目2									単位	対象地域	
年度											
項目3									単位	対象地域	
年度											

No	24					再掲No	なし				
該当箇所番号	3	-	2	-	1	-	再掲箇所番号	-	-	-	

施策名	瀬戸内海国立公園の見直し									
担当部局	環境省自然環境局国立公園課									
施策実施期間	開始	平成	年度	終了(予定)	平成	年度				

1) 自然公園法(昭和32年6月1日法律第161号)では、わが国の風景を代表するに足る傑出した自然の風景地について、国立公園に指定することとしている。
国立公園は全国に30公園が指定されており、総面積は約209万ha、国土面積の約5.5%を占めている。
また、国立公園では、その保護及び適正な利用の増進を図るため、各公園ごとに公園の保護又は利用のための規制や施設に関する公園計画を定め、環境省がその管理を行っている。

2) 公園を取り巻く社会状況の変化に対応するため、全国の国立公園について、順次、公園区域及び公園計画の見直しを進めている。

3) 平成21年度の自然公園法の改正により、海中だけでなく、海上も含めた海域全体の景観の維持と適正な利用を図っていくことが必要ことから、海中公園地区を、海域全体を対象とする海域公園地区に制度改正した。今後、海域の国立公園区域のうち、景観の維持及び適正な利用を図る地区を選定し、関係者との調整の上、海域公園地区の指定を検討していく。

4) 風景評価の多様化に対応して、国立・国定公園の資質に関する総点検を行い、平成22年10月に「国立・国定公園総点検事業について」としてその成果を公表した。総点検の結果、新たな国立・国定公園の指定又は大規模な拡張を検討する候補地として、瀬戸内海を含む18地域を選定した。瀬戸内海国立公園については、干潟、藻場が多く分布し、特に渡り鳥の中継地として重要な干潟が分布するとともに、スナメリの生息海域が広がっていることから、沿岸において多様で連続性を持つ生態系を有しており、傑出性の高い地域であるとして、今後、国立公園の拡張を検討することとした。

瀬戸内海関係地域での実施事例

1) 瀬戸内海国立公園は、昭和9年に指定された我が国で最初の国立公園の1つである。現在は、大阪、兵庫、和歌山、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、福岡、大分にまたがり、面積は陸域で約6万7千ha、海域で約83万8千haである。

2) 平成12年以降、六甲・淡路地域(点検・平成13年3月30日告示)、岡山県地域(点検・平成15年8月20日告示)、愛媛県地域(再検討・平成17年3月28日告示)、山口県地域(点検・平成18年1月19日告示)、淡路地域(点検・平成24年8月7日告示)において、公園計画の見直しを実施している。また、平成25年2月中には、大分県地域の点検を完了する予定。

3) 平成25年2月中に、山口県屋代島(周防大島)地先海域において、ニホンアワサンゴ群集、海藻群落が存在するすぐれた海域景観を保全するため、瀬戸内海国立公園初となる海域公園地区の指定を行う予定である。

4) 平成22年度に周防灘地域を中心とした自然環境情報の収集と整理に係る調査、平成23年度に自然資源の活用取組に関する調査を行い、今後、瀬戸内海国立公園の拡張を検討するための基礎資料とした。

5) 基礎データ(別シート参照)

進捗状況を示すデータ																				
項目1											単位	対象地域								
年度																				
項目2											単位	対象地域								
年度																				
項目3											単位	対象地域								
年度																				

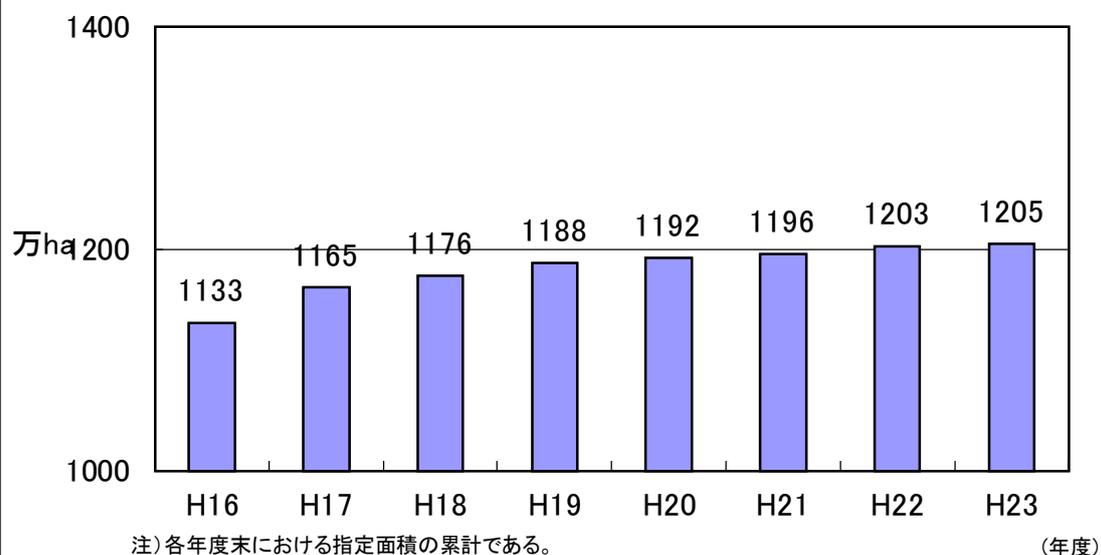
利用者数の多い国立公園(上位10公園)

順位	公園名	平成22年利用者数 (千人)	国立公園全体に占める 利用者数の割合(%)	平成21 年 順位
1	富士箱根伊豆	<u>112.502</u>	<u>33</u>	1
2	瀬戸内海	<u>40.606</u>	<u>11.9</u>	2
3	上信越高原	<u>25.882</u>	<u>7.6</u>	3
4	阿蘇くじゅう	<u>22.193</u>	<u>6.5</u>	4
5	日光	<u>17.697</u>	<u>5.2</u>	5
6	秩父多摩甲斐	<u>14.301</u>	<u>4.2</u>	6
7	霧島屋久	<u>11.104</u>	<u>3.3</u>	7
8	支笏洞爺	<u>9.685</u>	<u>2.8</u>	8
9	中部山岳	<u>9.261</u>	<u>2.7</u>	9
10	大山隠岐	<u>9.166</u>	<u>2.7</u>	10
	上位10国立公園の合計	272,397	<u>79.9</u>	

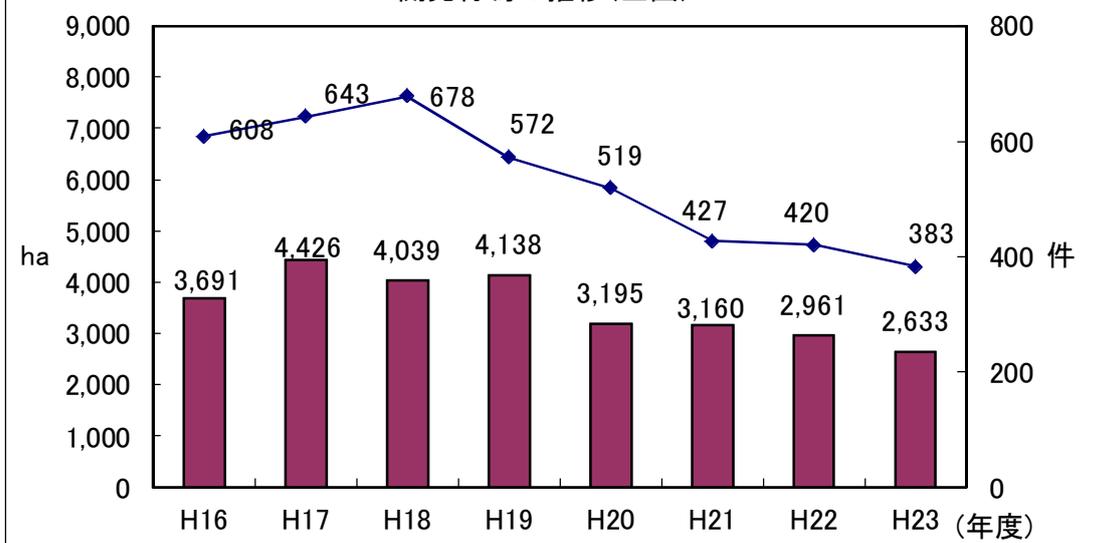
瀬戸内海国立公園の基礎データ(平成20年末)

総面積	特別地域						計	%	普通地域	%	
	特別 保護地区	%	第1種 特別地 域	第2種 特別地 域	第3種 特別地域	第1～3種 小計					%
66,934	953	1.4	4,700	31,034	7,519	43,253	64.6	44,206	66.0	22,728	34.0

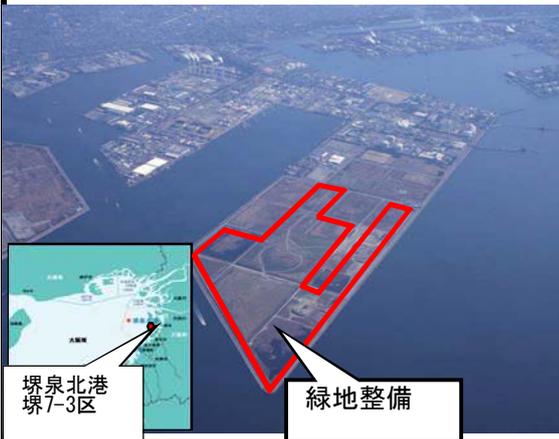
保安林の実面積の推移(全国)



林地開発許可制度により許可または連絡調整された
開発行為の推移(全国)



②尼崎西宮芦屋港(尼崎地区)



③徳山下松港(徳山地区)



④高松港(朝日地区)



⑤別府港(餅ヶ浜地区)



No	30					再掲No	なし				
該当箇所番号	3	-	2	-	2	-	再掲箇所番号	-	-	-	

施策名	都市計画法に基づく風致地区制度									
担当部局	国土交通省都市局都市計画課									
施策実施期間	開始	平成	年度	終了(予定)	平成	年度				

施策の概要	① 目的 自然的要素と一体となって良好な環境の形成が望まれる地区において、自然的要素の保全・創出を図りつつ、建築物や工作物の開発内容について一定の規制を行うことにより、風致に富んだ良好な都市環境の形成を図る。
	② 概要 1) 風致地区の指定 都市計画区域内（準都市計画区域を含む）における、次のいずれかに該当する土地について、10ha以上の風致地区で2以上の市町村の区域にわたるものは都道府県が、その他の風致地区にあっては市町村が都市計画に風致地区を定めることができる。 a) 樹林地若しくは樹木に富める土地（市街地を含む）であって、良好な自然的景観を形成しているもの。 b) 水辺地（水面を含む）、農地その他市民意識からする郷土意識の高い土地であって、良好な自然的景観を形成しているもの。 2) 行為の制限（風致政令第3条） 以下の行為については、10ha以上の風致地区で2以上の市長村の区域にわたるものは都道府県知事等（市（都の特別区を含む。）の区域内にあっては、当該市の長）、その他の風致地区にあっては市町村長の許可が必要である。 a) 建築物の建築その他工作物の建設 b) 建築物その他工作物の色彩の変更 c) 宅地の造成、土地の開墾その他の土地の形質の変更 d) 水面の埋立て又は干拓 e) 木竹の伐採 f) 土石の類の採取 g) 屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積 3) 指定状況 平成23年3月末現在 752地区 約17万1千ha

瀬戸内海関係地域での実施事例	○瀬戸内海環境保全特別措置法対象地域における風致地区の都市計画決定状況（平成23年3月31日現在）										
	京都府	: 19,295.4ha	21地区	〔京都市（17,938.1）、向日市（79.5）、長岡京市（69.0）、大山崎町（93.3）、宇治市（970.5）、宇治田原町（145.0）〕							
	大阪府	: 3,105.3ha	32地区	〔大阪市（366.7）、豊中市（189.0）、池田市（434.8）、箕面市（91.8）、吹田市（139.0）、高槻市（227.5）、東大阪市（383.0）、堺市（133.0）、高石市（42.0）、泉大津市（26.0）、岸和田市（552.5）、貝塚市（316.0）、泉佐野市（204.0）〕							
	兵庫県	: 14,716.0ha	29地区	〔神戸市（9,216）、芦屋市（1,088.0）、西宮市（2,121.0）、伊丹市（122.0）、赤穂市（977.0）、洲本市（1,192.0）〕							
	奈良県	: 12,382.5ha	19地区	〔奈良市（4,727.9）、大和郡山市（478.0）、生駒市（1,010.0）、橿原市（385.3）、天理市（1,338.0）、桜井市（1,406.9）、斑鳩町（628.4）、明日香村（2,408.0）〕							
	和歌山県	: 394.2ha	6地区	〔和歌山市（394.2）〕							
	岡山県	: 598.1ha	3地区	〔岡山市（203.7）、倉敷市（131.0）、吉備中央町（263.4）〕							
	広島県	: 3,908.1ha	9地区	〔福山市（785.3）、竹原市（83.8）、廿日市市（3,039.0）〕							
	山口県	: 1,499.3ha	21地区	〔下関市（285.1）、岩国市（341.1）、宇部市（438.9）、山口市（193.9）、山陽小野田市（240.3）〕							
	徳島県	: 1,220.0ha	6地区	〔徳島市（1,022.0）、小松島市（198.0）〕							
香川県	: 1067.8ha	12地区	〔高松市（230.0）、坂出市（273.0）、宇多津町（133.0）、観音寺市（90.8）、多度津町（17.0）、三豊市（274.0）、丸亀市（50.0）〕								
愛媛県	: 696.0ha	15地区	〔松山市（501.1）、伊予市（3.9）、宇和島市（191.0）〕								
福岡県	: 12,870.7ha	15地区	〔北九州市（12,870.7）〕								
大分県	: 4,849.3ha	7地区	〔大分市（4,412.0）〕								
合計	: 76,602.7ha	195地区	／ 全国計 : 170,737.5ha 752地区								

進捗状況を示すデータ												
項目1	面積						単位	対象地域		瀬戸内海環境保全特別措置法対象市町村		
年度	S49	S59	H6	H16	H19	H22						
	70,357	72,036	72,791	76,266	76,673	76,603	ha					
項目2	地区数						単位	対象地域		瀬戸内海環境保全特別措置法対象市町村		
年度	S49	S59	H6	H16	H19	H22						
	177	187	193	197	195	195	地区					
項目3							単位	対象地域				
年度												

No	34	再掲No	なし
該当箇所番号	3 - 2 - 4 -	再掲箇所番号	- - -

施策名	漁場漂流物対策の推進		
-----	------------	--	--

担当部局	農林水産省水産庁増殖推進部漁場資源課		
------	--------------------	--	--

施策実施期間	開始	平成 19 年度	終了(予定)	平成 25 年度
--------	----	----------	--------	----------

漁業者が漁業活動中に回収した漂流物の処理等への支援を行うことにより、漁場環境の保全を推進するため、平成19年度から漁場漂流物対策の推進を実施。

施策の概要

大阪湾において、漁業者が漁業活動中に回収したゴミの処理への支援を実施

瀬戸内海関係地域での実施事例

進捗状況を示すデータ

項目1	単位										対象地域		
年度													
項目2	単位										対象地域		
年度													
項目3	単位										対象地域		
年度													

瀬戸内海 海ごみ対策で連携

沿岸6県32機関・団体 岡山で初の検討会



瀬戸内海海ごみ対策検討会の初会合で意見交わす出席者 2006.3.15

瀬戸内海沿岸の自治体、海沿岸の計六県と各県の漁協、民間団体などが、漁協、広島市や中核市を連携して「海ごみ」の実と三十二機関・団体の代表把握や処理問題に取り表ら約五十人が出席。事務局を務める中国四国地方環境事務所の市原信男所長が「各団体の連携、協力で効果的な対策を講じた。」

岡山、岡山など瀬戸内、瀬戸内海を海ごみ対策の先進地域にしたい」と呼び掛けた。

海ごみには、海底に沈殿する「海底ごみ」、海中や海上で浮遊する「漂流ごみ」、海岸に打ち上げられる「漂着ごみ」の三種類があり、河川や船舶からの投棄が主な要因とされる。近年、漁業や景観などに悪影響を及ぼす事例が目立っている。(加納優)

瀬戸内のごみ対策強化

2006.3.15

瀬戸内沿岸の自治体や国、漁業者、民間団体による「瀬戸内海海ごみ対策検討会」の初会合が十四日、岡山市であり、実態を把握するための専門部会を五月ごろ発足させることを決めた。広域的な協力態勢をつくり海ごみ対策に当たる。

現状把握へ専門部会

岡山、広島、香川など体から約五十人が出席。沿岸六県、主要八市、国これまで瀬戸内の海ごみ、交省や農水省の出入、各について広範な調査がない。環境関係者から、また、実の民間団体など三十二団体の関係者が出席した海ごみ対策検討会の初会合

を置き、現状を把握することを決めた。専門部会は大学・研究機関の専門家や民間団体、行政、漁業者ら十人程度で構成。各地で行われた小規模調査の結果を整理し直すほか、清掃活動に当たる民間団体などにも協力を依頼。海ごみの発生源や移動状況、瀬戸内全体の総量の推計、被害についてまとめる。さらに八月ごろに予定している第二回検討会で、ごみの回収や処理法、費用負担などについて検討する「適正処理」、発生を減らす方策を考える「排出抑制」の専門部会を設置する方針。



瀬戸内沿岸32団体の関係者が出席した海ごみ対策検討会の初会合

また、ポリ袋や空き缶など家庭系が多いことか

ら、一般向けの啓発冊子を新年度中に作ることも決めた。

沿岸32団体に検討会発足

海ごみは発生源が特定しにくく遠方からの漂流物も多いため、処理の主体や費用負担に明確な決まりがなく、広域的な対策が求められている。検討会は環境省中国四国地方環境事務所（岡山市）が中心となり設立した。同事務所の市原信男所長は「海ごみは漁業、生態系、景観に大きな影響を及ぼす。関係者が協力し、各地のモデルとなるような取り組みを進めたい」と話している。（小野穂）

No	36	再掲No	なし
該当箇所番号	3 - 2 - 4 -	再掲箇所番号	- - -

施策名	市民との協働による河川環境管理		
-----	-----------------	--	--

担当部局	国土交通省水管理・国土保全局河川環境課		
------	---------------------	--	--

施策実施期間	開始	平成	年度	終了(予定)	平成	年度
--------	----	----	----	--------	----	----

施策の概要	<p>近年、地域住民の市民活動への参加意欲の高まりや、個性豊かな地域づくりの気運の高まり等を受けて、市民団体等の活動に対する社会的機運が高まっている。</p> <p>また、全国各地の河川においても、環境保全活動、学校教育を含めた学習活動、川を活かしたまちづくり活動等、様々な分野において多くの市民団体等が活動を行うようになってきている。</p> <p>河川行政としても、市民団体等との連携は、市民の河川愛護精神の醸成や地域のニーズに応じたきめ細かい河川管理の実施に資するものであり、今後とも一層の取り組みが期待される場所である。</p> <p>具体例としては、河川管理者と地方自治体、市民団体等の連携により、河川に放置されているゴミ清掃等のクリーンアップ活動を実施している。</p>
	<p>太田川においては、「クリーン太田川」を毎年実施しており、平成24年度(第20回)は、約21,000人の参加を得て、河川に散乱するゴミを回収した。</p>

瀬戸内海関係地域での実施事例	 <p style="text-align: right;">太田川</p>
	<p>太田川においては、「クリーン太田川」を毎年実施しており、平成24年度(第20回)は、約21,000人の参加を得て、河川に散乱するゴミを回収した。</p>

進捗状況を示すデータ												
項目1									単位	団体	対象地域	瀬戸法対象地域
年度												
項目2									単位		対象地域	
年度												
項目3									単位		対象地域	
年度												

No	38	再掲No	なし
該当箇所番号	3 - 2 - 4 -	再掲箇所番号	- - -

施策名	地域グリーンニューディール基金(海岸漂着物地域対策推進事業)		
-----	--------------------------------	--	--

担当部局	環境省水・大気環境局水環境課海洋環境室		
------	---------------------	--	--

施策実施期間	開始	平成 21 年度	終了(予定)	平成 23(一部24) 年度
--------	----	----------	--------	----------------

施策の概要	平成21年度より、都道府県が設置する地域グリーンニューディール基金への補助により、都道府県又は市町村が海岸管理者等として実施する海岸漂着物等の回収・処理に関する事業や、都道府県や市町村による海岸漂着物等の発生抑制対策に関する事業等に対する支援を行った。なお、事業期間は～平成23年度末まで。ただし一部の道県においては、事業期間を平成24年度末まで延長。			
-------	--	--	--	--

瀬戸内海関係地域での実施事例	瀬戸内地域の大阪府、兵庫県、和歌山県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、福岡県、大分県において、地域グリーンニューディール基金事業として、海岸漂着物等約8300tが回収・処理された。			
----------------	--	--	--	--

進捗状況を示すデータ		現在取りまとめ中																				
項目1														単位		対象地域						
年度																						
項目2														単位		対象地域						
年度																						
項目3														単位		対象地域						
年度																						

No	41				再掲No	なし						
該当箇所番号	3	-	3	-	1	-	再掲箇所番号	3	-	13	-	-

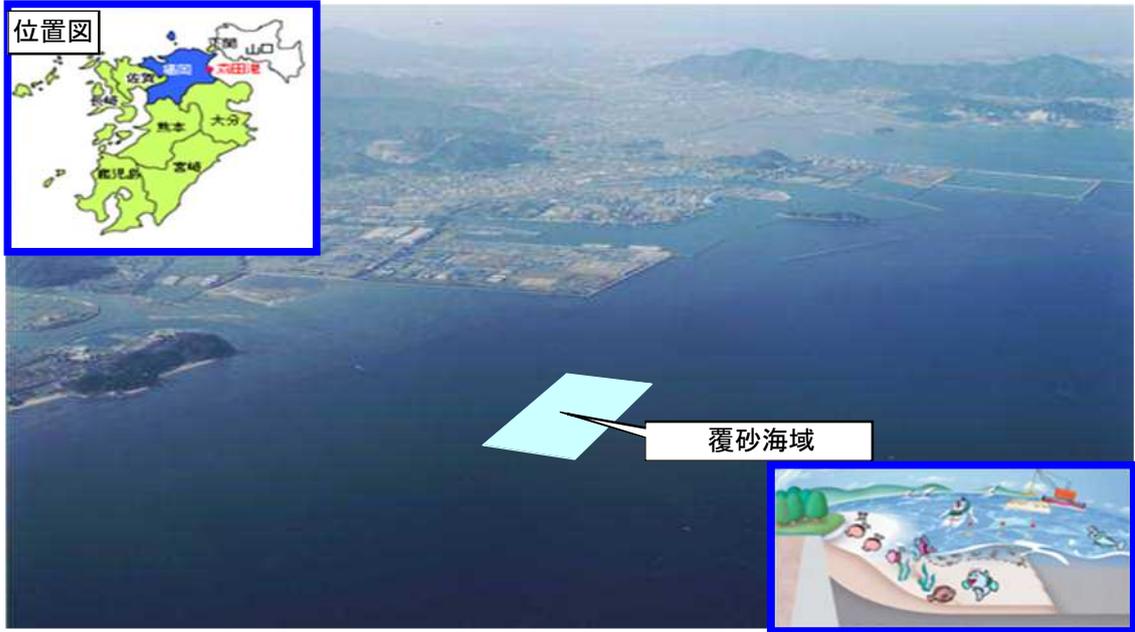
施策名	第6・7回自然環境保全基礎調査〈生態系多様性調査(浅海域生態系調査)の概要〉										
担当部局	環境省自然環境局自然環境計画課・生物多様性センター										
施策実施期間	開始	平成	14	年度	終了(予定)	平成	20	年度			

施策の概要	<p>1)「自然環境保全基礎調査」は、全国的観点からわが国における自然環境の現況及び改変状況を把握し、自然環境保全の施策を推進するための基礎的資料を整備するため、環境省が昭和48年度より自然環境保全法第4条の規定に基づき概ね5年ごとに実施している。この調査は一般に「緑の国勢調査」と呼ばれ、約40年間にわたり実施されている。</p> <p>2)「浅海域生態系調査」を自然環境保全基礎調査の一環として生物多様性の保全上重要な湿地のうち浅海域における藻場・干潟に関する調査を全国統一手法を用いて平成14年度から実施し、生物相の基礎的情報の整備を行っている。</p> <p>①干潟調査 全国の干潟157箇所について、底生動物の種と個体数の多寡、干潟表面の植生や底質の状況の調査を実施。現地調査は平成16年度をもって終了した。その後、補完調査及び取りまとめ・解析を経て、平成19年3月に調査結果を発表した。</p> <p>②藻場調査 全国の藻場129箇所を対象に、海草・海藻類の生育状況、葉上動物層の調査を実施。現地調査は平成18年度をもって終了した。平成20年9月に調査結果を発表した。</p>										

瀬戸内海関係地域での実施事例	<p>1)干潟調査 全国157箇所のうち瀬戸内海関係地域には32箇所の調査地を設け、底生動物等の調査を実施。平成19年3月に調査結果を発表した。この中で、各調査地点ごとに生物相の概要を報告している。</p> <p>2)藻場調査 全国129箇所のうち瀬戸内海関係地域には15箇所の調査地を設け、海草・海藻類の生育状況、葉上動物層の調査を実施。平成20年9月に調査結果を発表した。</p>										

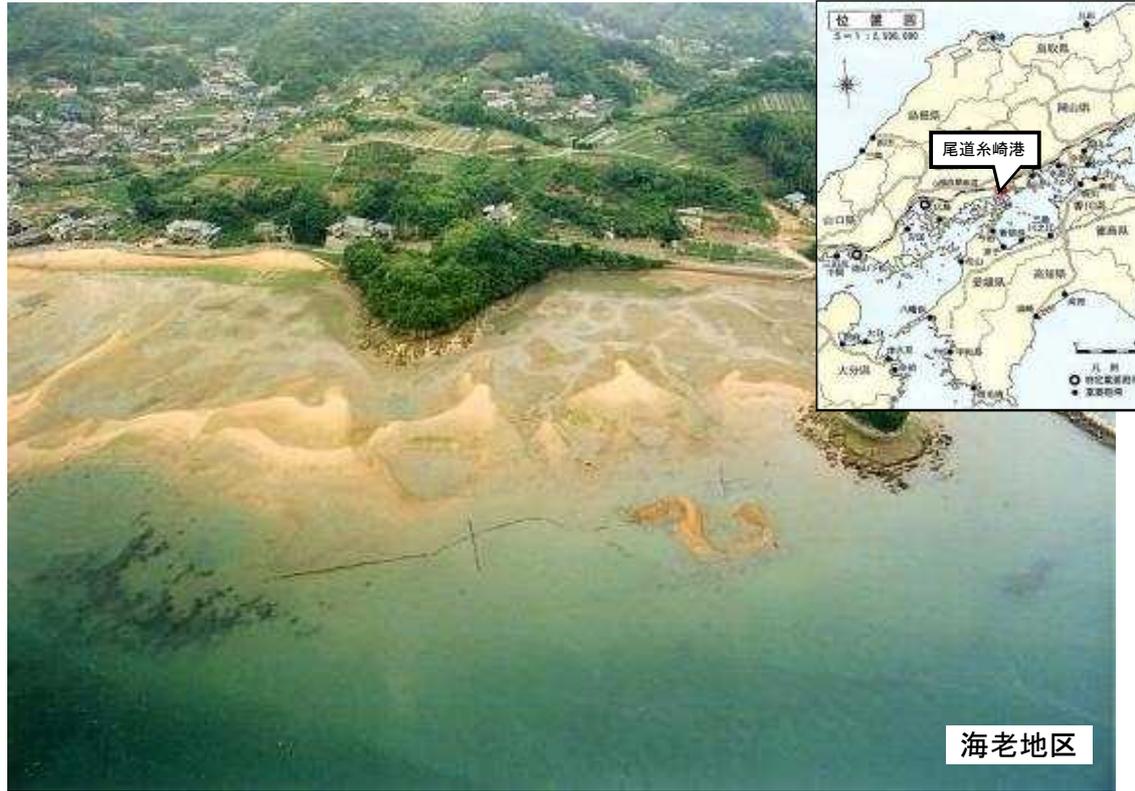
進捗状況を示すデータ		終了												
項目1										単位	対象地域			
年度														
項目2										単位	対象地域			
年度														
項目3										単位	対象地域			
年度														

No	42				再掲No	なし				
該当箇所番号	3	-	3	-	1	-	再掲箇所番号	-	-	-
施策名	港湾における干潟・藻場等の再生事業									
担当部局	国土交通省港湾局海洋・環境課									
施策実施期間	開始	平成	年度	終了(予定)	平成	年度				
施策の概要	<p>「第三次生物多様性国家戦略」や「21世紀環境立国戦略」等を踏まえ、港湾空間における水環境の改善、自然環境の保全・再生・創出を図る。</p> <p>○浚渫工事等で発生する良質な土砂を活用して、汚泥上への覆砂や干潟・藻場等の造成を行うことにより、多様な生物の生息が可能となり、閉鎖性海域における水環境の改善、自然環境の保全・再生・創出を行う。</p>									
瀬戸内海関係地域での実施事例	<p>①瀬戸内海(周防灘地区)海域環境創造・自然再生事業</p> <p>(1)事業の概要 苅田港周辺では水質・底質の汚染が進んでいるため、瀬戸内海西部区域の底質浄化事業の一環として覆砂を行い、水質・底質の改善を図るものである。浚渫工事により発生する良質な砂により被覆するもので、長期的及び断続的に整備を行った。 ○整備内容:覆砂 75ha ○事業期間:平成5年度～平成24年度 ※覆砂工事は平成20年度で終了。環境モニタリング調査も平成24年度で終了した。</p> <p>(2)事業の効果 覆砂区域では様々な底生生物が出現しており、覆砂による直接的な底質の改善だけでなく、底生生物を餌とする魚介類の生息・産卵に適した良好な生物環境が形成されている。また、底引網漁獲物やエビ刺網漁獲物は、覆砂区域での種類数・漁獲量が多く、底質環境の改善により生態系が回復しているとともに、水産資源量の増大等の効果も出ている。</p> <p>②尾道糸崎港(海老地区、百島地区、灘地区、浦崎地区、高尾地区)海域環境創造・自然再生事業、港湾整備事業等</p> <p>(1)事業の概要 浚渫工事により発生する土砂を活用した干潟・藻場の造成を行い、豊かな生態系を創出するとともに、水質等の改善を図るものである。 ○整備内容:海浜(干潟) 85ha ○事業期間:昭和59年度～平成27年度</p> <p>(2)事業の効果 大規模なアマモ場の再生が確認されており、魚介類の産卵場、幼稚魚の餌場、隠れ場として重要な役割を果たしている。また、地域住民にとっても、豊かな自然を感じさせる重要な空間になっている。</p>									
進捗状況を示すデータ										
項目1								単位	対象地域	
年度										
項目2								単位	対象地域	
年度										
項目3								単位	対象地域	
年度										



覆砂イメージ

②尾道系崎港(海老・百島・灘・浦崎・高尾地区)海域環境創造・自然再生等事業、港湾整備事業等)



海老地区

No	43	再掲No	なし
該当箇所番号	3 - 3 - 1 -	再掲箇所番号	- - -

施策名	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づく鳥獣保護区制度について		
-----	------------------------------------	--	--

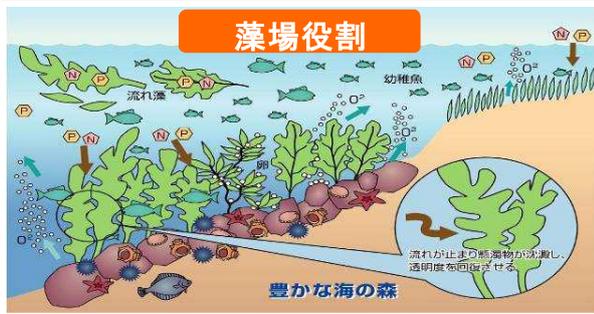
担当部局	環境省自然環境局野生生物課		
------	---------------	--	--

施策実施期間	開始	平成	年度	終了(予定)	平成	年度
--------	----	----	----	--------	----	----

施策の概要	1) 鳥獣保護区は、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(以下「鳥獣保護法」とする)第28条1項の規定に基づき、鳥獣の保護を図るため特に必要があると認める区域が指定される。鳥獣保護区には、環境大臣が指定するものと、都道府県知事が指定するものがある。また、鳥獣保護区の中で、鳥獣の保護又は鳥獣の生息地の保護を図るため特に必要があると認められる区域については、鳥獣保護法第29条第1項の規定に基づき、特別保護地区として指定することができる。					
	2) 鳥獣保護区内では、狩猟による鳥獣の捕獲は禁止される。					
	3) 特別保護地区内では、工作物の新築、改築または増築、水面の埋め立てまたは干拓、木竹の伐採等鳥獣の保護または鳥獣の生息地の保護に支障を及ぼす行為は、国指定鳥獣保護区については環境大臣、都道府県鳥獣保護区については都道府県知事の許可が必要である。					
	4) 平成24年12月末現在、国指定鳥獣保護区は全国に82箇所(584,692ha)が指定され、うち特別保護地区は66箇所(158,485ha)が指定されている。					

瀬戸内海関係地域での実施事例	◎国指定浜甲子園鳥獣保護区及び同特別保護地区について					
	<ul style="list-style-type: none"> ・所在地: 兵庫県西宮市 ・指定年月日: 昭和53年11月1日 ・面積: 30ha(うち特別保護地区は、12ha) ・当該区域の自然環境及び指定目的: 当該区域は、大阪湾に注ぐ鳴尾川河口西部に位置する約1.5haの干潟と地先の水域を含んでいるが、この干潟は、大阪湾に残存する数少ない干潟のひとつである。ゴカイ、イソガイ等の海棲底生生物が豊富なため、シギ・チドリ類の重要な餌場であることから、オバシギ、キアシシギ、オオソリハシギ等多くのシギ・チドリ類の集団渡来地となっている。 また、カモ類やカモメ類の渡来地としても重要である。このように、当該区域は、シギ・チドリ類、カモ類等多くの渡り鳥の越冬地、休息地及び採餌場として利用されていることから、鳥獣保護区に指定し、渡り鳥の保護を図っている。					

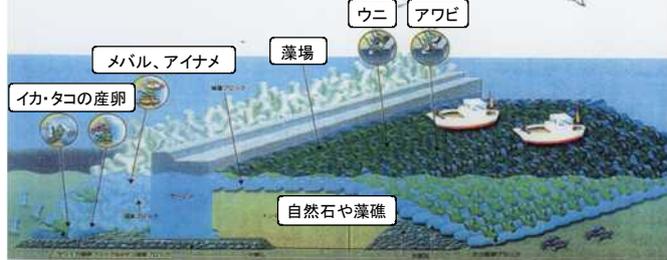
項目1	単位						対象地域	
年度								
項目2	単位						対象地域	
年度								
項目3	単位						対象地域	
年度								



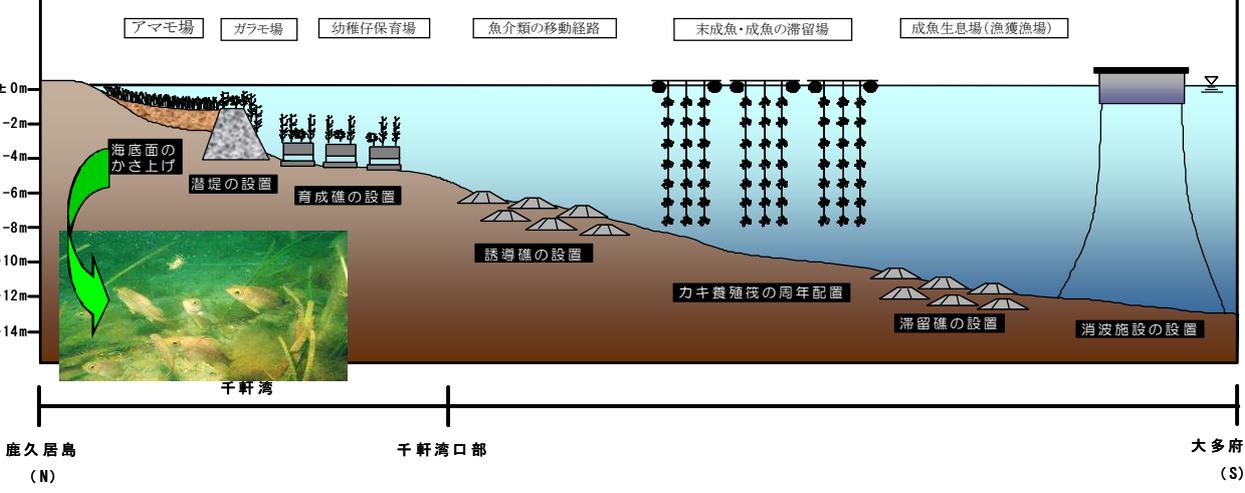
産卵礁・餌料培養礁の事例



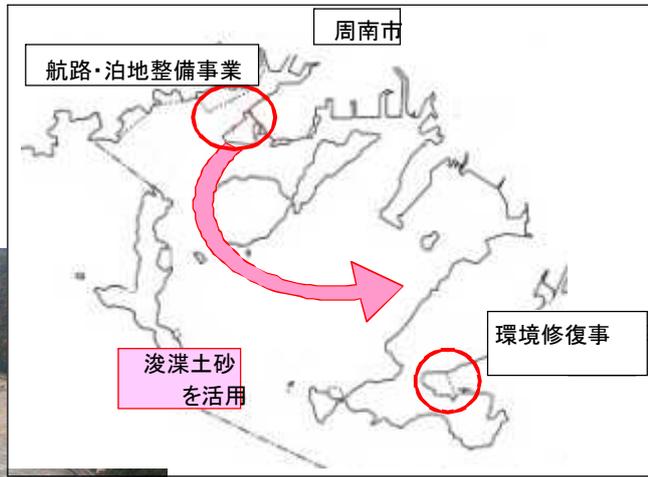
自然環境に配慮した漁港整備



瀬戸内海関係地域での実施事例(岡山県東備地区)



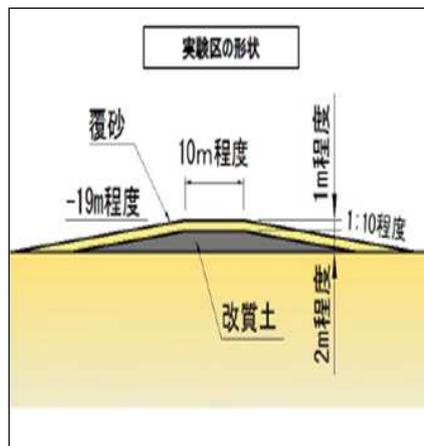
【徳山下松 大島干潟】



【備



現地実証試験実施海域



実証試験区の形状

No	50			再掲No	なし		
該当箇所番号	3	-	4	-	-		

施策名	代替骨材の研究開発の取組						
-----	--------------	--	--	--	--	--	--

担当部局	独立行政法人土木研究所材料地盤研究グループ基礎材料チーム						
------	------------------------------	--	--	--	--	--	--

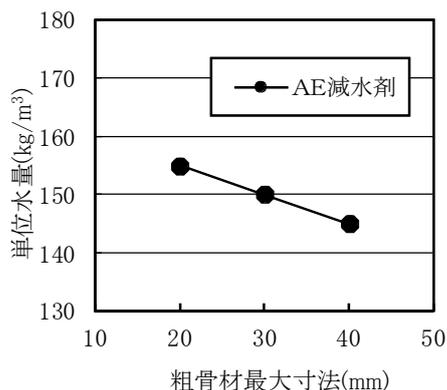
施策実施期間	開始	平成	年度	終了(予定)	平成	17	年度
--------	----	----	----	--------	----	----	----

施策の概要	<p>従来、瀬戸内海近郊の地域では、レディーミクストコンクリートに使用する細骨材に瀬戸内海の海砂を使用してきた。瀬戸内海の海砂の採取規制により、コンクリート用細骨材が不足する事態となっており、代替骨材に関する検討として以下の研究を行ってきている。</p> <p>(1)コンクリート用細骨材への砕砂の有効利用技術の検討(H12) 砕砂は海砂に比較して粒子形状が悪く、コンクリートの単位水量が増加するが、高性能AE減水剤を使用することで対応が可能であることが分かった。</p> <p>(2)現在の骨材品質規格を一部満足しない規格外細骨材の有効利用技術の検討(H15~17) 品質規格を満足しない細骨材を多数収集して、コンクリートの品質に与える影響について実験的検討を行った。この結果、細骨材の種類によってはフレッシュ性状に影響を与えるものがあるが、硬化後の強度や凍結融解耐久性に与える影響は小さく、有効利用への可能性を示した。</p>						
	<p>・骨材の供給は海砂利海砂については減少する一方、碎石砕砂は増加している。(瀬戸内海関係地域での具体的数値については不明) (海砂利:H12年度66百万トン→H14年度50百万トン、碎石:H12年度431百万トン→H14年度454百万トン(出典:経済産業省製造産業局推計))</p>						

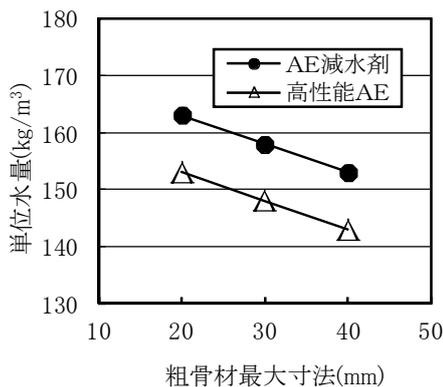
瀬戸内海関係地域での実施事例	<p>・骨材の供給は海砂利海砂については減少する一方、碎石砕砂は増加している。(瀬戸内海関係地域での具体的数値については不明) (海砂利:H12年度66百万トン→H14年度50百万トン、碎石:H12年度431百万トン→H14年度454百万トン(出典:経済産業省製造産業局推計))</p>						
	<p>進捗状況を示すデータ</p>						

項目1							単位	対象地域
年度								
項目2							単位	対象地域
年度								
項目3							単位	対象地域
年度								

- ・川砂に比較して砕砂は単位水量が増加する(海砂は川砂と同等)
- ・高性能AE減水剤を使用することで単位水量を減じることが可能



(1) 川砂

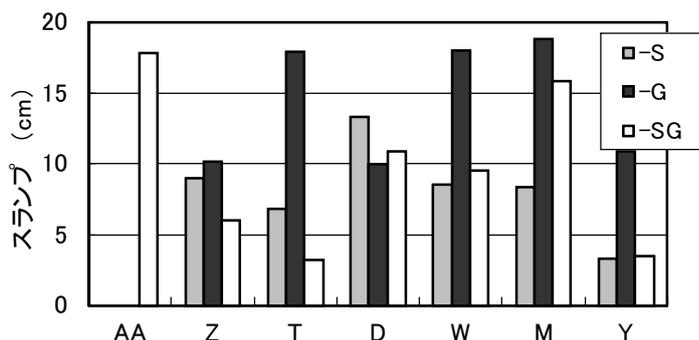


(2) 砕砂A

(2)規格外細骨材の有効利用技術の検討

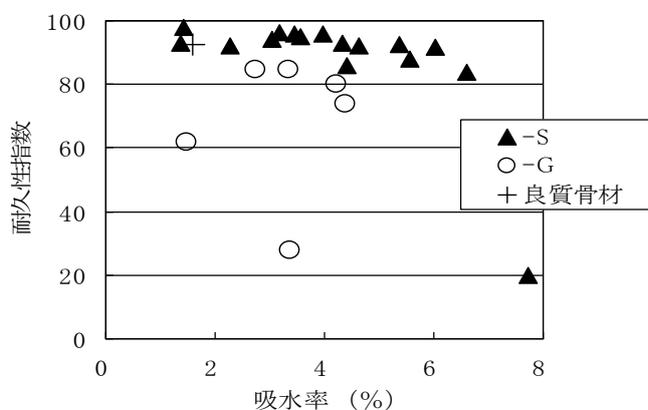
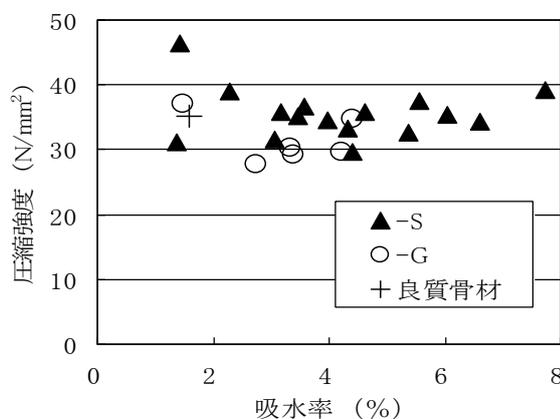
- ・品質規格を満足しない細骨材(S)、粗骨材(G)を使用してコンクリートを練混ぜ、品質を調査した(AAは比較用の良質骨材)
- ・細骨材の影響はスランプで大きく、強度、耐久性では小さい
- ・使用条件に応じて品質基準を緩和できる可能性を示した

(参考文献: 低品質細骨材の有効利用に関する研究、ダム技術、No.238、pp.25-33、2006)



※ Z-S,Z-SGはW=195kg/m³,他はW=165kg/m³

* 骨材の品質によってスランプは異なる (Z,T,D,W,M,Yは低品質骨材の種類)



* 細骨材(S)の品質が悪くても(吸水率が高くても)強度や耐久性はあまり低下しない

No	51			再掲No	なし		
該当箇所番号	3	—	5	—	—	再掲箇所番号	— — —

施策名	埋立に当たっての環境保全						
-----	--------------	--	--	--	--	--	--

担当部局	環境省 総合環境政策局 環境影響評価課 環境影響審査室						
------	-----------------------------	--	--	--	--	--	--

施策実施期間	開始	平成	9	年度	終了(予定)	平成	年度
--------	----	----	---	----	--------	----	----

施策の概要	面積50ha以上の公有水面埋立及び30ha以上の廃棄物最終処分場においては、環境影響評価法に基づき、環境影響評価を行うこととされている。その際には、環境への影響の回避・低減を検討するとともに、必要に応じ適切な代償措置を検討するものとされ、その際、地域住民の意見が適切に反映されるよう努めるものとされている。						
-------	---	--	--	--	--	--	--

瀬戸内海関係地域での実施事例	環境影響評価法の施行以降、瀬戸内海においては、水島港(玉島地区)公有水面埋立事業、新門司南地区公有水面埋立事業等について、環境影響評価手続きを完了している。						
----------------	--	--	--	--	--	--	--

進捗状況を示すデータ													
項目1							単位	対象地域					
年度													
項目2							単位	対象地域					
年度													
項目3							単位	対象地域					
年度													

No	53	再掲No	なし
該当箇所番号	3 - 7 -	再掲箇所番号	- - -

施策名	地下水の保全に関する取組		
-----	--------------	--	--

担当部局	環境省水・大気環境局土壌環境課地下水・地盤環境室		
------	--------------------------	--	--

施策実施期間	開始	平成 9 年度	終了(予定)	平成 - 年度
--------	----	---------	--------	---------

施策の概要	1) 地盤高・地下水位の観測と揚水量調査等に関する基本的な考え方及び望ましい監視の水準等についてとりまとめた地盤沈下監視ガイドラインを策定した。
	2) 湧水の重要性に鑑み、湧水保全のための具体的な方策を取りまとめた「湧水保全・復活ガイドライン」を平成21年度に策定した。
	3) 地方公共団体が実施した地盤沈下、地下水採取等の測定結果を取りまとめて環境省HPで公表している。
	4) 各自自治体が制定している地下水採取規制に関する条例をとりまとめて環境省HPで公表している他、湧水保全に取り組んでいる都道府県・市区町村をはじめとする関係機関・関係者の相互の情報共有を目的として湧水保全ポータルサイトを開設している。
	5) 既存の地下水情報の収集・整理、地域特性を踏まえた水収支算出方法、モニタリング手法を検討し、適正な地下水の保全と利用を図るための管理方策の検討を行っている。

瀬戸内海関係地域での実施事例	
----------------	--

進捗状況を示すデータ		単位	対象地域
項目1			
年度			
項目2			
年度			
項目3			
年度			

No	57	再掲No	なし
該当箇所番号	3 - 7 -	再掲箇所番号	- - -

施策名 下水処理水の再利用に関する取り組み

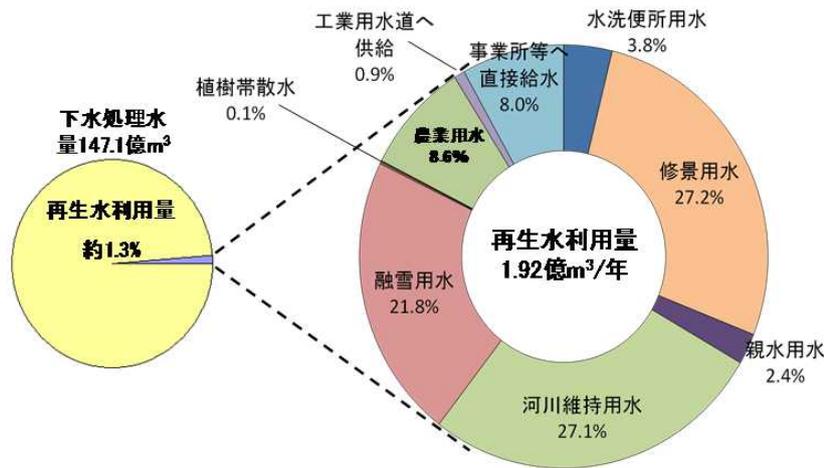
担当部局 国土交通省水管理・国土保全局下水道部流域管理官

施策実施期間 開始 平成 年度 終了(予定) 平成 年度

- 1) 下水処理水再利用の重要性の高まりを受け、平成17年4月に「下水処理水の再利用水質基準等マニュアル」を策定し、関係地方公共団体に事務連絡を発出。
- 2) 下水処理水の再利用等により健全な水循環系の再生を図る事業に対し、新世代下水道支援事業制度により支援。
- 3) 平成20年2月より「下水処理水の再利用のあり方を考える懇談会」を設置し、平成21年4月に報告書「新たな社会的意義を踏まえた再生水利用の促進に向けて」を公表。
- 4) 平成21年度より再生水利用や省スペースでの高度処理等の実施において期待されている膜分離活性汚泥法の普及促進を目指すための事業「日本版次世代MBR技術展開プロジェクト(通称A-jump)」の実施。
平成21年度においては、名古屋市守山水処理センターにおける改築MBR実証事業や愛知県衣浦東部流域下水道見合ポンプ場におけるサテライトMBR実証事業を実施。
- 5) A-jump等の知見を踏まえた膜処理技術の知見をガイドラインとしてとりまとめるために平成20年6月に「下水道膜処理技術会議」を設置し、平成21年5月には「下水道への膜処理技術導入のためのガイドライン」が策定され、平成23年3月には同ガイドラインの第2版がとりまとめられ、平成24年6月には英語版がとりまとめられた。
- 6) 平成22年度において、下水処理水が場外に送水され、工業用水、修景用水等として再利用された水量は年間約1.92億 m^3 。

施策の概要

下水再生水の用途別再利用状況(平成22年度)



瀬戸の内海施関係地域
・堺市工場企業郡等(三宝下水処理場)への工業用水道としての供給

進捗状況を示すデータ													
項目1											単位	対象地域	
年度													
項目2											単位	対象地域	
年度													
項目3											単位	対象地域	
年度													

No	64	再掲No	なし
該当箇所番号	3 - 11 -	再掲箇所番号	- - -

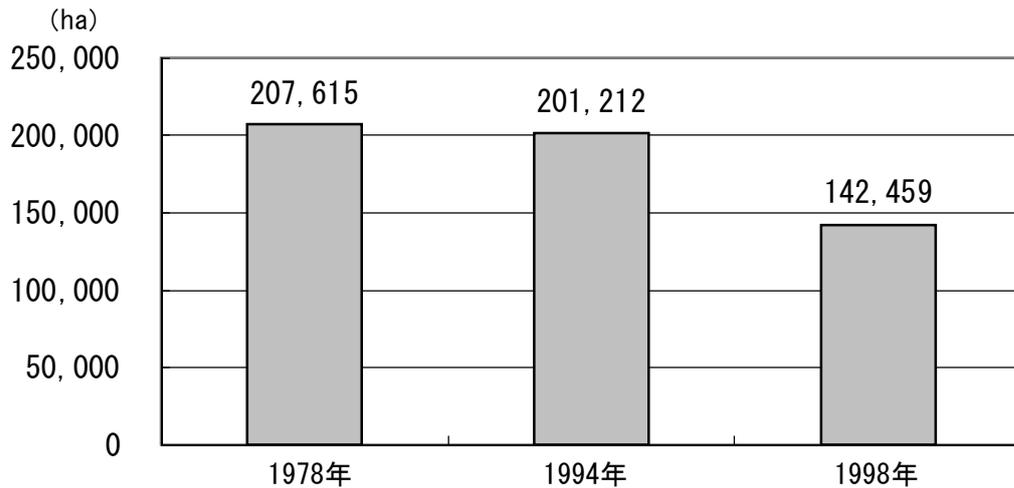
施策名	河床の汚泥の除去		
担当部局	国土交通省水管理・国土保全局河川環境課		
施策実施期間	開始	平成 15 年度	終了(予定) 平成 年度

施策の概要	<p>河川・湖沼等における底質ダイオキシン類対策の推進のため、</p> <p>1)底質ダイオキシン類対策を安全かつ的確に実施するための「河川、湖沼等における底質ダイオキシン類対策マニュアル(案)」を策定(平成15年6月策定、平成20年4月改訂)。</p> <p>2)底質ダイオキシン類の対策技術について効果等を評価し、平成19年4月に「底質ダイオキシン類対策技術資料集」をとりまとめ、公表。</p> <p>3)河川・湖沼等における底質ダイオキシン類対策(浚渫除去等)に対する財政的援助を実施</p>
	<p>瀬戸内海の流入河川での実施事例としては、大阪府の神崎川等でダイオキシン類に汚染された底質が浚渫除去され、適正に埋立処分されている。</p>

瀬戸内海関係地域での実施事例	<p>瀬戸内海の流入河川での実施事例としては、大阪府の神崎川等でダイオキシン類に汚染された底質が浚渫除去され、適正に埋立処分されている。</p>
----------------	--

進捗状況を示すデータ																		
項目1											単位	対象地域						
年度																		
項目2											単位	対象地域						
年度																		
項目3											単位	対象地域						
年度																		

藻場の面積の推移



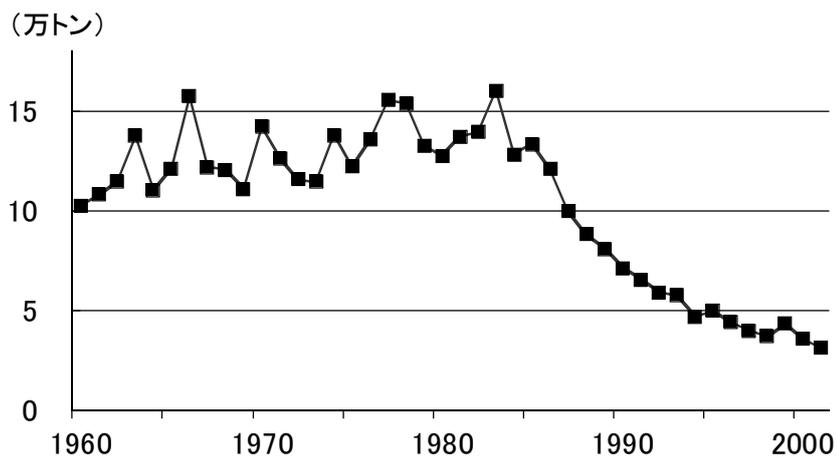
出典) 自然環境保全基礎調査(環境省)による結果

備考) 1978年及び1994年は水深20mまで、1998年は水深10mまで調査

藻場(コンブ群落)の磯焼けの改善例

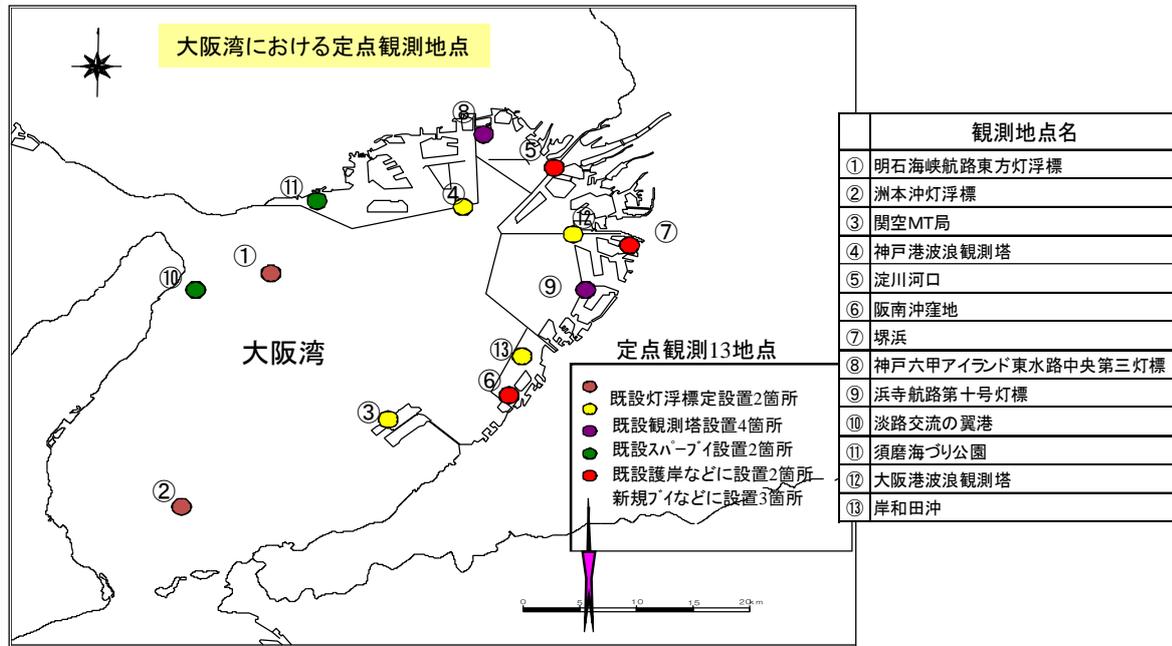


干潟の主要生産物であるアサリの生産量の推移



出典) 漁業・養殖業生産統計年報(農林水産省)による結果

窪地位置図



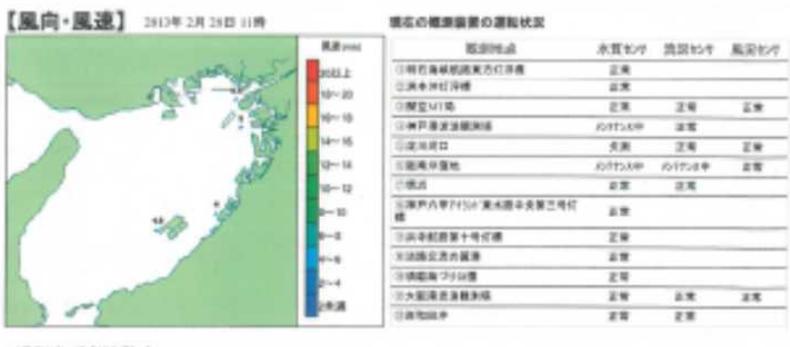
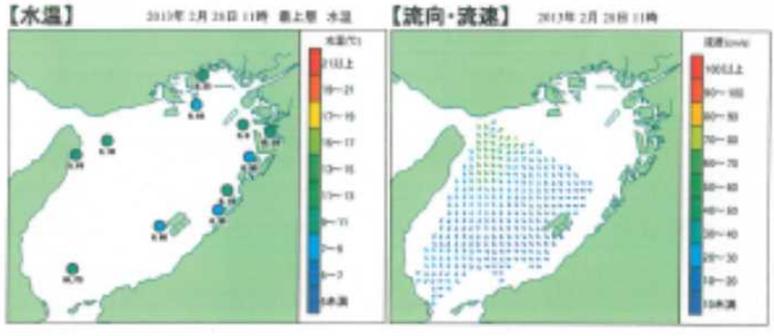
web上での配信

大阪湾水質定点自動観測データ配信システム

国土交通省 | トップページ | 本サイトについて | 操作方式の説明
 観測方式の説明 | 観測データ | 観測リンク

本システムは、国土交通省近畿地方整備局が所有する、大阪湾13地点の定点水質観測装置、海水環境計「Dv-海流」、大阪湾海洋防災センターによる、大阪湾の水質観測結果の速報配信を行うことを目的として、一貫して開発されたものです。
 本システムは、2019年4月30日より運用しています。

2013年14 観測のメンテナンス(10時~20時)のお知らせ
 2013年15 観測のメンテナンス(19時~21時)のお知らせ
 2013年16 観測のメンテナンス(19時~21時)のお知らせ
 2013年17 観測のメンテナンス(19時~21時)のお知らせ



No	74			再掲No	なし		
該当箇所番号	3	—	13	—	—	再掲箇所番号	—

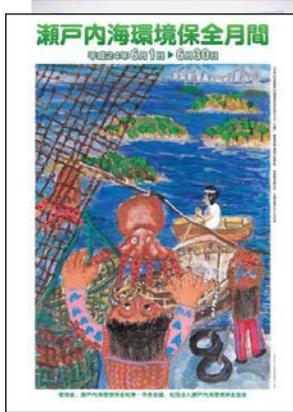
施策名	赤潮・貧酸素水塊対策推進事業						
担当部局	水産庁						
施策実施期間	開始	平成	25	年度	終了(予定)	平成	29
				年度			年度

施策の概要	<p>瀬戸内海及びその周辺海域等を主要なフィールドとして、有害赤潮やケイ藻赤潮に対処するため、広域共同モニタリングや各種研究を実施することにより、有害赤潮等の監視体制の強化、発生機構の解明や原因プランクトンの生理・生態特性に基づく発生機構の解明と発生予測技術の開発及び被害防止技術の開発を行う。</p> <p>(1) 瀬戸内海及びその周辺海域等における有害赤潮等発生監視と発生機構の解明</p> <p>(2) 有害赤潮モニタリング技術の高度化及び発生機構の解明、予察技術等の開発</p> <p>(3) ノリ色落ち原因ケイ藻の発生モニタリング、発生機構解明、予察技術開発</p> <p>(4) 赤潮・貧酸素水塊広域連続観測技術の開発</p> <p>(5) 漁場生産力向上のための漁場改善実証試験</p>						
-------	--	--	--	--	--	--	--

瀬戸内海関係地域での実施事例	新規予定事業なので特になし						
----------------	---------------	--	--	--	--	--	--

進捗状況を示すデータ							
項目1					単位		対象地域
年度							
項目2					単位		対象地域
年度							
項目3					単位		対象地域
年度							

平成24年度瀬戸内海環境保全月間ポスター 入選作品



子供部門
最優秀賞(環境大臣表彰)優秀賞(協会会長表彰)



一般部門
優秀賞(協会会長表彰)



No	77			再掲No	なし		
該当箇所番号	3	—	14	—	—	再掲箇所番号	— — —

施策名	エコツーリズムの推進に係る施策紹介						
-----	-------------------	--	--	--	--	--	--

担当部局	自然環境局総務課自然ふれあい推進室						
------	-------------------	--	--	--	--	--	--

施策実施期間	開始	平成	25	年度	終了(予定)	平成	29	年度
--------	----	----	----	----	--------	----	----	----

施策の概要	<p>エコツーリズム推進法(平成20年4月1日施行)の目的である自然環境の保全、観光振興及び地域振興、環境教育の推進を図るため、以下のエコツーリズムの推進施策を全国を対象に実施。</p> <p>①エコツーリズムガイド養成事業 自然環境を熟知し多様なガイド技術を有する優れた人材を確保するため、全国の既存の自然体験学校等を活用して、実務(OJT)等を通じた研修を実施することにより、人材育成を推進する。</p> <p>②エコツーリズム推進アドバイザー派遣事業 自然観光資源等を活用して地域の特徴を活かしたエコツーリズム等による地域振興を図ろうとする地域に対し、それぞれの地域の目標に応じて助言を行う専門家をアドバイザーとして派遣する。</p> <p>③エコツーリズム地域活性化支援事業(交付金) エコツーリズム等を通じて地域の自然観光資源を活用した地域振興に取り組むエコツーリズム推進協議会等に対して、推進体制の強化、資源調査、ルールづくり、人材育成、ツアープログラムの企画・立案、モニターツアーの実施、ネットワーク構築等に要する経費の1/2を支援する。</p>							
	<p>新規予定事業なので特になし</p>							

瀬戸内海関係地域での実施事例	新規予定事業なので特になし							
----------------	---------------	--	--	--	--	--	--	--

進捗状況を示すデータ									
項目1	エコツーリズムガイド養成事業研修終了者数					単位	対象地域		
年度	25	26	27	28	29	人	全国		
項目2	エコツーリズム推進アドバイザー派遣事業によるアドバイザー派遣					単位	対象地域		
年度	25	26	27	28	29	回	全国		
項目3	エコツーリズム地域活性化支援事業(交付金)の活用団体数					単位	対象地域		
年度	25	26	27	28	29	団体	全国		

No	78						再掲No	なし							
該当箇所番号	3	—	15	—	—		再掲箇所番号	—	—	—					
施策名	パークボランティア活動の推進														
担当部局	環境省自然環境局総務課自然ふれあい推進室、中国四国地方環境事務所														
施策実施期間	開始	昭和 60 年度					終了(予定)	平成 年度							
施策の概要	<p>1) 国立公園の保護管理、利用者指導又はこれらの一環として行われる各種活動について、広く国民の参加を得ることを通じ、これらの活動の一層の充実を図るとともに、自然保護思想の普及啓発を図ることを目的として、昭和60年に地方環境事務所長が登録するパークボランティア制度を設置した。</p> <p>2) パークボランティアの活動は、自然解説、利用者指導、野生動植物の保護管理、美化清掃等への協力を内容としており、地方環境事務所は、パークボランティアの活動を適切に運営するため、必要な体制の整備、研修等を通じた情報の提供、便宜の供与等を行う。</p> <p>3) 現在、25国立公園の37地区において、年度ごと地方環境事務所長がとりまとめるパークボランティア活動実施計画に基づき、約1,600人の方が自発的に活動している。</p>														
	瀬戸内海関係地域での実施事例	<p>中国四国地方環境事務所管内(瀬戸内海国立公園に係るもの)において、平成24年度は、岡山県倉敷市鷺羽山地区、広島県廿日市市宮島地区の2地区で計79名のパークボランティアが活動を実施している。</p> <p>【宮島地区の事例】</p> <p>1) 宮島地区においては、主たる活動場所を瀬戸内海国立公園宮島として、平成12年から活動を開始している。</p> <p>2) 登録者は平成25年2月時点で56人となっており、次の活動を行っている。平成23年度の活動延べ人数は610人。</p> <p>① 自然解説・利用者指導に関する取組</p> <p>② 保全や調査に関する取組</p> <p>③ 美化清掃の取組</p> <p>④ 国立公園の利用施設に関する取組</p> <p>⑤ 広報誌発行や総会の開催等その他の取組</p>													
活動状況を示すデータ													人数は延べ人数である。(平成19年度以降項目を見直し。記入データは、活動日数及び延べ人数)		
項目1	各種行事のサポート(平成19年度以降は、「自然解説・利用者指導に関する取組」)														
年度	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23					
	3事業	81人	3事業	80人	2事業	46人	6	107	7回	23	8日85人	4日51人	3日43人	6日64人	3日46人
項目2	自然観察会の実施(平成19年度以降は、「保全や調査に関する取組」)														
年度	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23					
	4回	86人	4回	85人	6回	154人	20	273	167回	537	13日144人	22日185人	21日211人	18日222人	21日191人
項目3	清掃活動(平成19年度以降は、「美化清掃の取組」)														
年度	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23					
	3回	100人	4回	120人	5回	126人	7	96	23回	235	5日43人	4日80人	4日61人	5日95人	6日112人
項目4	研修会(平成19年度以降は、「国立公園の利用施設の維持修繕に関する取組」)														
年度	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23					
	4回	74人	4回	60人	3回	61人	2	24	5回	94	20日159人	4日74人	3日54人	2日29人	2日34人
項目5	広報・啓発活動(平成19年度は、「広報誌発行や総会の開催等その他の取組」)														
年度	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23					
	4回	40人	4回	30人	4回	40人	3	15	1回	19	30日234人	15日235人	23日278人	21日251人	19日227人

No	79	再掲No	なし
該当箇所番号	3 - 15 - -	再掲箇所番号	- - -

施策名	瀬戸内海における環境学習の取組
担当部局	近畿地方環境事務所

瀬戸内海における環境学習の取り組み事例は以下のとおり。

1 「子どもパークレンジャー事業」
 自然観察・自然環境調査等を自然保護官と子供たちが共に行い、子供の視点から捉えた瀬戸内海の自然体験活動を実施した。平成24年度は秋季に家島諸島で開催し、漁業体験や自然観察をもとに海の恵みや瀬戸内海の生物の多様性などについて学んだ。一方で、毎年海岸に流れ着く漂着ゴミの現状を説明することで、海には人間活動に伴う沢山のゴミがあることも認識させることが出来、環境を大切にすることを認識を持ってもらうことにつながった。

2 兵庫県洲本市成ヶ島清掃活動
 瀬戸内海国立公園淡路地域「成ヶ島」において、地元の洲本市立由良小学校、中学校及びボランティア団体と連携し、漂着ゴミを回収するとともに、そのゴミがどこから漂着したのかを学んだ。洲本市立由良小学校では毎年子供たちの手で報告書を作成している。

3 自然観察会
 人間がもつ五感を使って自然とふれあうことを通じた自然を感じ自然を思いやる人づくり、複雑多様化する環境問題に的確な認識や行動をする人づくりの教化を目的とし、瀬戸内海国立公園西播地区において赤穂市と共に自然観察会を開催。また、たつの市や相生市主催の自然観察会に毎年講師派遣として参加している。各教育委員会とも連携しながら、多くの子どもに海岸の植物、磯の生物について学ぶ機会を設けることができた。

施策の概要

瀬戸内海関係地域での実施事例



「子どもパークレンジャー事業」
 漁場体験の様

進捗状況を示すデータ												
項目1								単位	t/日	対象地域	瀬戸法対象地域	
年度												
項目2								単位	t/日	対象地域	瀬戸法対象地域	
年度												
項目3								単位	t/日	対象地域	瀬戸法対象地域	
年度												

No	81			再掲No	なし		
該当箇所番号	3	—	15	—	—	再掲箇所番号	—

施策名 環境教育等に利用しやすいみなとづくり

担当部局 国土交通省港湾局海洋・環境課

施策実施期間 開始 平成 12 年度 終了(予定) 平成 25 年度

施策の概要
市民による、みなとの良好な自然環境の利活用を促進し、自然環境の大切さを学ぶ機会の充実を図るため、自治体やNP
Oなどが行う自然体験・環境教育活動の場ともなる干潟・藻場等の整備を行う。

尾道系崎港(浦崎地区)海域環境創造・自然再生等事業
○概要
浚渫工事により発生する土砂を活用した干潟の造成を行い、豊かな生態系を創出するとともに、水質等の改善を図るものである。
○整備内容 干潟造成
○事業期間 平成12年度～平成25年度
○事業効果
干潟は動物プランクトンなどの生成、魚介類などの生産の場であるとともに、地域住民が海と親しめる場、憩える場である。干潟の造成により、水質浄化・生態系に配慮した自然環境の回復を図ることができる。

瀬戸内海関係地域での実施事例



進捗状況を示すデータ													
項目1									単位	対象地域			
年度													
項目2									単位	対象地域			
年度													
項目3									単位	対象地域			
年度													

【海老干潟における総合学習】



座学



集合写真

【大島干潟における総合学習】



プランクトンの観察



干潟生き物観察

【小松島港湾における環境学習】



▲海面清掃船の見学



▲環境学習

No	86			再掲No	なし		
該当箇所番号	3	—	16	—	再掲箇所番号	—	—

施策名	せとうちネット						
担当部局	環境省水・大気環境局水環境課閉鎖性海域対策室						
施策実施期間	開始	平成	年度	終了(予定)	平成	—	年度

瀬戸内海の実環境保全・創造を推進するためには、地域住民、企業、研究者、行政が一体となって総合的な沿岸域の環境管理を進めていくことが重要。これを実現するためには各主体間で、瀬戸内海環境保全・創造に関する情報や知識を共有することが必要。「瀬戸内海研究・環境等情報ネットワーク」(略称「せとうちネット」)はこれらを実現するための情報提供システムとして運用している。

なお、せとうちネットのコンテンツについては一部見直しを行い、平成23年度より運用を開始している環境省ウェブサイト「閉鎖性海域ネット」の瀬戸内海の関連サイトとして運用している。

●主なコンテンツ
【瀬戸内海とわたしたち】
環境学習に資するコーナーとして、かけがいのない瀬戸内海・生活とのかかわりを「知る」、「考える」、「実践する」ための素材を中心に、瀬戸内海の代表的な生きものや磯観察の方法、生きものの飼育・標本の作り方等について解説

【瀬戸内海の環境情報】
・広域総合水質調査データ(GIS)
・自然環境に関する情報(概況、気象・海象、水質・底質、赤潮の発生状況等)
・社会・経済に関する情報(人口、産業)
・環境保全対策(閉鎖性海域の水質保全対策、瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく対策、公害防止計画等)
・文化・歴史に関する情報(瀬戸内海の子文化財指定状況、瀬戸内海に関する紀行文一覧等)
・レクリエーションに関する情報(瀬戸内海の子海水浴場)
・漂着ごみに関する情報
・環境再生施策に関する情報
・瀬戸内海の島探索(島嶼部の環境情報)

施策の概要

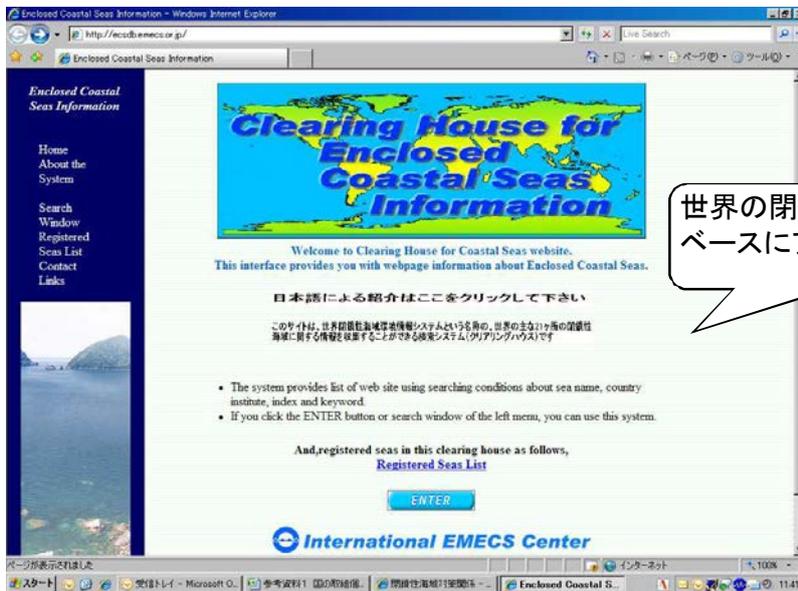
瀬戸内海関係地域での実施事例



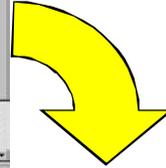
進捗状況を示すデータ									
項目1								単位	対象地域
年度									
項目2								単位	対象地域
年度									
項目3								単位	対象地域
年度									

第9回世界閉鎖性海域環境保全会議(EMECS9)の概要

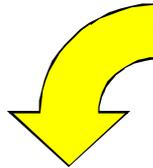
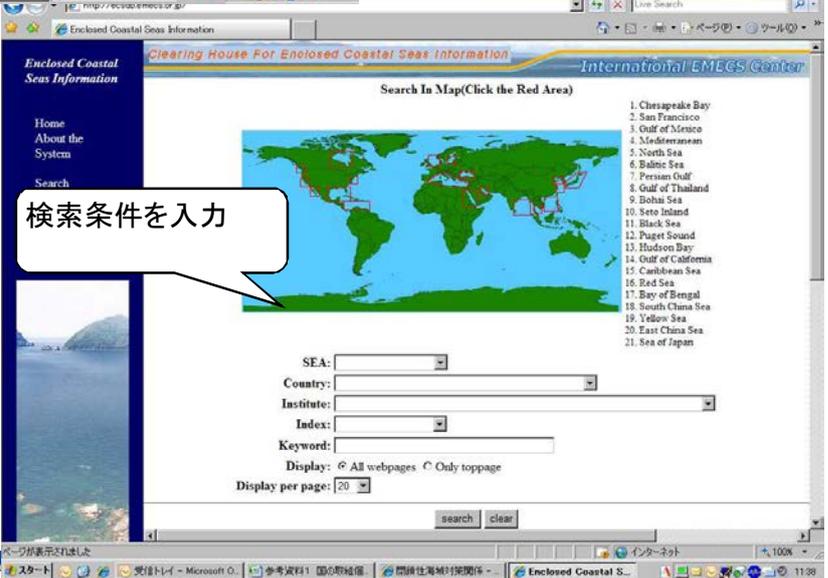
- 1 開催期間: 2011年8月28日～31日
- 2 開催地: 米・ボルチモア市
- 3 会場: ボルチモアマリオットウォタフロント
- 4 メインテーマ: 「閉鎖性海域の統合的管理を実現するための、
説明責任と効果的な情報共有環境の確保」
- 5 主催・共催団体等:
主催: EMECS9運営委員会、公益財団法人国際エメックスセンター
後援・協力: アジア太平洋地球変動研究ネットワーク(APN)
メリーランド州環境省(MDE)、メリーランド・シー・グラント
メリーランド大学、米国環境保護庁(USEPA)、米国海洋大気圏局(NOAA)
米国地質調査所(USGS)、ボルチモア・ポート・アライアンス(BPA)
チェサピーク湾トラスト
メリーランド州港湾管理局
ワシントンカレッジ・環境社会センター(CES)
チェサピーク湾プログラム
ジョンズ・ホプキンス大学
メリーランド・アジア環境省パートナーシップ(MD-AEP)
メリーランド州天然資源省
フロリダ大学食糧農業科学研究所
- 6 特別セッション
 - ①ハザードプレナリー
メキシコ湾原油流出事故及び東日本大震災の状況とその対応
 - ②チェサピクプレナリー
栄養塩負荷量の減少、低溶存酸素濃度状態、修復と新しい解決策
 - ③気候変動パネルディスカッション
気候変動による生態系サービスの低下、水不足、洪水の頻発
沿岸域の脆弱性、自然再生力、持続可能性、適応策
 - ④里海セッション
沿岸域管理の有効ツール、国際的里海概念の構築
アジアでの里海活動、西欧諸国から見た里海
 - ⑤APNセッション
アジア巨大都市の閉鎖性海域、社会経済的リスク、気候変動リスク、リスク管理
 - ⑥青少年環境教育交流セッション(SSP)
沿岸域の地域社会によるイニシアティブ、都市部のコミュニティを基盤とした環境教育



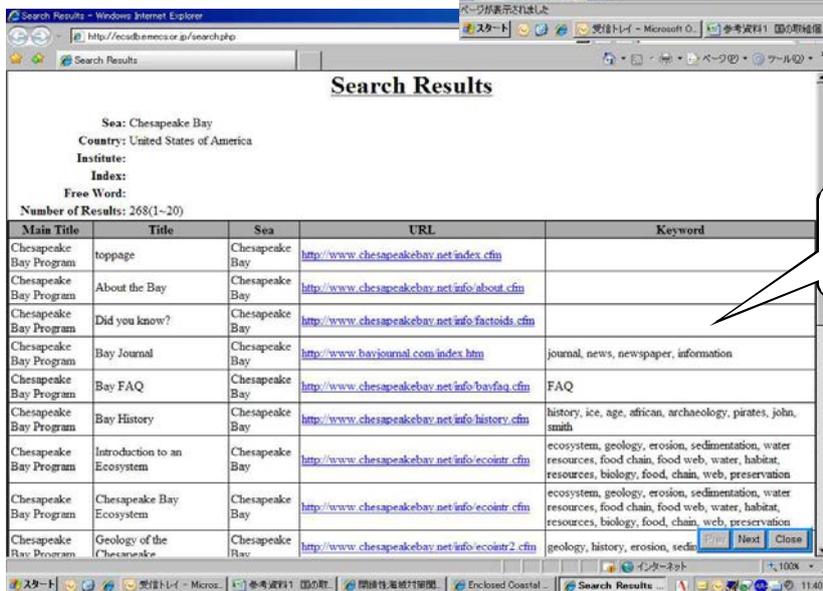
世界の閉鎖性海域のデータベースにアクセス



検索条件を入力



関連する情報のリストに到達



世界の閉鎖性海域のデータベースの操作画面